

## 滋賀県産業振興戦略プランの策定につき議決を求めることについて

「滋賀県産業振興新指針（改定版）」が平成22年度に計画期間の終了を迎えることから、これに続く計画である「滋賀県産業振興戦略プラン」を策定することにつき、「滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例」第3条の規定に基づき、県議会の議決を得るため議案を提出します。

なお、「滋賀県産業振興戦略プラン」の概要は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 滋賀県産業振興戦略プランの趣旨、計画期間等

別添資料のとおり

#### 2 策定の経過（要旨）

##### （1）（仮称）滋賀県産業振興新戦略策定委員会

- ・平成22年3月1日に設置し、延6回開催
- ・平成22年11月12日に「滋賀県産業振興戦略プランの策定について(建議)」を提出

##### （2）県内企業、経済団体との意見交換等

- ・産業振興に関するアンケート調査（平成22年3月30日～4月9日）
- ・企業ヒアリング（平成22年7月5日～7月23日）
- ・経済団体との意見交換会（平成22年8月18日～9月17日）

実施団体：滋賀県商工会議所連合会（大津、長浜）、滋賀県商工会連合会、  
滋賀県中小企業団体中央会、社団法人滋賀経済産業協会

##### （3）県民政策コメント

- ・意見・情報の募集期間 平成22年10月5日～11月4日

##### （4）県議会

- ・平成22年11月県議会定例会において、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例第4条の規定に基づき、立案過程を報告

## 第1章 産業振興戦略プラン策定の趣旨

### 1. 産業振興戦略プラン策定の背景・趣旨

「滋賀県産業振興新指針(平成22年度まで)」により推進してきたこれまでの取組成果や課題を踏まえつつ、「選択と集中」の考えのもと、「自律性」、「協働」、「共生」の視点を大切にするとともに、従来の枠組みにとられない様々な「連携」の推進を強化していかうとするもの。

### 2. 産業振興戦略プランの性格

- (1) 本県において取り組むべき産業振興施策を総合的に推進する。
- (2) 滋賀県基本構想をはじめ、関連の各種計画との整合性を図る。
- (3) 国の産業振興政策を考慮し、本県の実情を踏まえた内容とする。
- (4) 県・民間企業・各種団体などを含めた各主体が取組を進める共通のプランとする。

### 3. 計画期間

平成23年度から平成26年度まで(4年間)

### 4. 本県産業の現状および経済・社会情勢の変化

- (1) 本県産業の現状
- (2) 本県を取り巻く経済・社会情勢の変化

### 5. 本県産業の目指すべき将来の姿

滋賀県基本構想に掲げる本県産業の目指すべき長期的な姿(2030年頃)を見据えるとともに、中期的な姿(おおむね10年後)についても想定する。

## 第2章 産業振興戦略プラン策定の視点

### 1. 本県の特徴

- (1) 環境への取組
- (2) モノづくり県としての歩み
- (3) 人口増加局面における少子高齢化の進行
- (4) 外需の影響を受けやすい産業構造
- (5) 滞在型観光客の少なさ
- (6) 滋賀で生まれた豊かな財産
- (7) 住みやすさ・教育研究環境・交通の便
- (8) イメージが希薄

### 2. 目指すべき方向性

- (1) 今後さらに伸ばすべき分野
  - 環境
  - 医療・健康
  - モノづくり基盤技術
  - にぎわい創出・観光
- (2) 分野横断的に取り組むべき事項
  - グローバル化
  - 人材育成
  - 連携の推進

### 3. 戦略を推進するに当たっての基本的な取組

行政、経済団体、中小企業支援機関等が、企業ニーズに対応した支援に取り組んでいく。

## 第3章 戦略

「目指すべき方向性」のうち、「今後さらに伸ばすべき分野」に沿って4つの「戦略領域」を、また、「分野横断的に取り組むべき事項」に沿って3つの「分野横断戦略」を策定する。

### 1. 戦略領域

#### (1) 環境領域

琵琶湖を有する本県で培われてきた環境への取組を活かし、技術革新を推し進めることにより、国際的な潮流も視野に入れながら、環境領域での滋賀らしい持続可能な産業振興を目指す。

新エネルギー・省エネルギー分野  
水環境ビジネス分野

#### (2) 医療・健康領域

少子高齢化の流れが進む中、高齢者などが元気に活躍し、人生や生活の質(Quality Of Life)の維持・向上に資するよう、医療ニーズや健康増進ニーズに応える技術の研究開発やサービスの発展・向上により、介護分野を含む医療・健康領域における産業振興を目指す。

#### (3) モノづくり基盤技術領域

これまでモノづくり県として築いてきた県内製造業の競争力のさらなる強化を図るため、科学技術の活用等を一層推進するとともに、県内で育まれた技術や技能を継承・発展させながら、付加価値の高いモノづくり基盤技術の振興を目指す。

モノづくり現場力の向上  
モノづくり中小企業の販路拡大  
高付加価値型企業の立地

#### (4) にぎわい創出・観光領域

地域がそれぞれの特色を活かした中心市街地や商店街の活性化に積極的に取り組むことにより、にぎわいを創出するとともに、自然、歴史・文化など地域資源の魅力を活かした観光を展開することにより、滋賀の魅力を国内外に発信することを目指す。

中心市街地の活性化によるにぎわいづくりの推進  
滋賀の魅力を満載した観光の展開

### 2. 分野横断戦略

#### (1) グローバル化対応戦略

新興市場の拡大に伴い急速に進展する経済のグローバル化に呼応し、本県産業の一層の振興に向けた機会とするため、県内企業による国際取引や、海外からの観光客や企業の誘致を促進するなどの展開を図る。

海外市場の開拓  
海外からの誘致  
滋賀の認知度向上

#### (2) 人材育成戦略

本県産業の将来を担い、高度なモノづくり技術やサービスを創造する人材を「人財」と位置付け、それを育成するため、学校や職業訓練機関などの関係機関と連携を図りながら、望ましい勤労観・職業観を育むキャリア教育や職業教育を充実させるとともに、多様でより効果的な教育を推進する。

中小企業の人材育成に対する支援  
多様な就労ニーズに応じた人材養成  
学校との連携の推進  
高齢者の優れたノウハウの継承

#### (3) 連携強化戦略

企業が競争力を強化していくために、NPOなどの「民」も含めた産学官金民連携や地域間連携を推進するとともに、従来の第一次産業、第二次産業、第三次産業といった産業分類にとらわれず、業種の異なる事業者の有機的な連携を促進する。また、県行政においても、農政水産部をはじめとする部局横断連携により、効果的な施策の展開を目指す。

産学官金民連携の推進  
地域間連携の推進  
産業分類にとられない企業間連携の推進

## 第4章 戦略の目標および評価

### 1. 戦略の目標

戦略について、計画期間内に達成することを目指して目標を設定する。

### 2. 評価方法

P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルに基づき、戦略ごとに設定した目標の進捗・達成状況について、毎年度、定量面または定性面から、自己評価もしくは第三者評価により検証を実施する。検証の結果については、県民に公表するとともに、施策立案や事業遂行の検討の材料とする。

### (基本的な取組)

- |                             |                      |               |
|-----------------------------|----------------------|---------------|
| (1) 相談・情報提供<br>経営相談         | 下請取引・あっせん            | 各種情報提供        |
| (2) 経営サポート<br>新規創業<br>IT化支援 | 経営革新(第二創業)<br>知的財産戦略 | 人材確保<br>組織化支援 |
| (3) 金融・財務サポート<br>金融円滑化支援    | 再生支援                 | 事業承継          |

# 『人を育て 産業をつなぐ - 滋賀の戦略』

～ 滋賀県産業振興戦略プラン(案) ～

平成 年( 年) 月  
滋 賀 県

# 目 次

## 第1章 産業振興戦略プラン策定の趣旨

1. 産業振興戦略プラン策定の背景・趣旨	1
2. 産業振興戦略プランの性格	2
3. 計画期間	2
4. 本県産業の現状および経済・社会情勢の変化	2
5. 本県産業の目指すべき将来の姿	15

## 第2章 産業振興戦略プラン策定の視点

1. 本県の特徴	17
2. 目指すべき方向性	29
3. 戦略を推進するに当たっての基本的な取組	30

## 第3章 戦略

1. 戦略領域	32
(1) 環境領域	32
(2) 医療・健康領域	33
(3) モノづくり基盤技術領域	33
(4) にぎわい創出・観光領域	34
2. 分野横断戦略	35
(1) グローバル化対応戦略	35
(2) 人財育成戦略	36
(3) 連携強化戦略	37

## 第4章 戦略の目標および評価

1. 戦略の目標	39
2. 評価方法	41

## 資料編

(仮称)滋賀県産業振興新戦略策定委員会委員名簿	42
「滋賀県産業振興戦略プラン」の策定にかかる検討経緯	43

## 1. 産業振興戦略プラン策定の背景・趣旨

滋賀県では、県内産業の振興のため、“産学官連携体制の構築と創造型・自律型産業構造への転換”を目指すことを目的とした「滋賀県産業振興新指針」を平成15年(2003年)3月に策定し、これまで、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITの“3KBI”といった新産業の創造などを重点分野として取組を進めてきました。(平成20年(2008年)7月には本県産業を取り巻く社会・経済状況の大きな変化や国の産業振興政策等に的確に対応するため「滋賀県産業振興新指針」を改定しました。)

その結果、新エネルギー分野をはじめとした環境産業クラスターの形成が促進されるとともに、「滋賀バイオ産業推進機構」を中心にバイオ産業の振興を図る環境が整備されてきました。また、医工連携による新技術・新事業の創出に向けた共同研究も推進されてきたところです。さらには、インキュベーション施設での事業化支援により、IT分野をはじめとした創業が促進され、観光分野では、トップセールスをはじめとした海外プロモーション活動の推進などにより、外国人観光客の誘致も図ってきました。

本プランは、平成22年度(2010年度)に計画期間の終了を迎える「滋賀県産業振興新指針」に続くプランとして策定するものですが、策定に当たっては、これまでの取組成果や課題を踏まえつつ、地域や個人の「自律性」を高め、県民や各種団体、企業、行政などが「協働」することにより、人と人、人と自然が「共生」する社会を築いていく視点を大切にするとともに、従来の枠組みにとらわれない様々な「連携」の推進を強化しようとするものです。

また、本プランにおいては、おおむね20年後の本県産業の目指すべき長期的な姿を見据えながら、目まぐるしく変化する経済社会状況に対応するための現下の取組を定めることとしますが、長期的な姿に至る方向性も大切であることから、長期的な姿に加え、おおむね10年後の中期的な姿についても想定します。

さらには、本県においても大変厳しい財政事情が続いていることから、効果的と思われる分野を中心に施策展開を進めてきたところではありますが、その厳しさは深刻さを増すばかりであることから、限られた財源と人的資源で最大の効果を挙げるため、これまでも増して“選択と集中”の考えを重視します。

## **2. 産業振興戦略プランの性格**

- (1) 本県において取り組むべき産業振興施策を総合的に推進するものです。
- (2) 滋賀県基本構想をはじめ、関連の各種計画との整合性を図ります。
- (3) 国の産業振興政策を考慮し、本県の実情を踏まえた内容とします。
- (4) 県・民間企業・各種団体などを含めた各主体が取組を進める共通のプランです。

## **3. 計画期間**

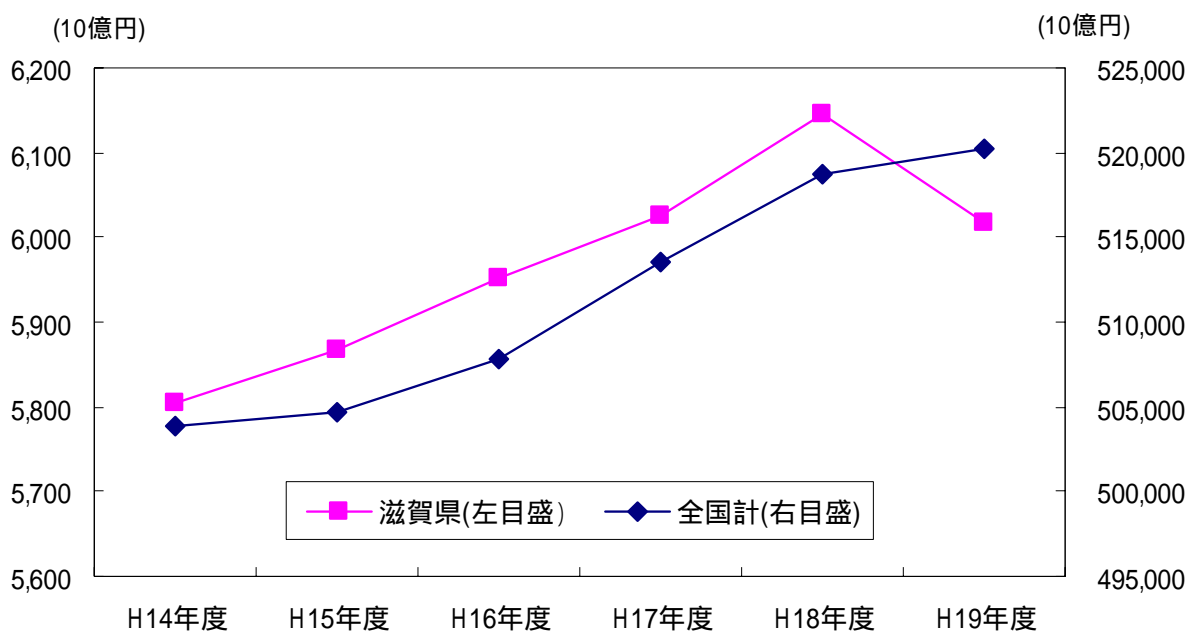
平成 23 年度(2011 年度)から平成 26 年度(2014 年度)までの 4 年間とします。

## **4. 本県産業の現状および経済・社会情勢の変化**

### **(1) 本県産業の現状**

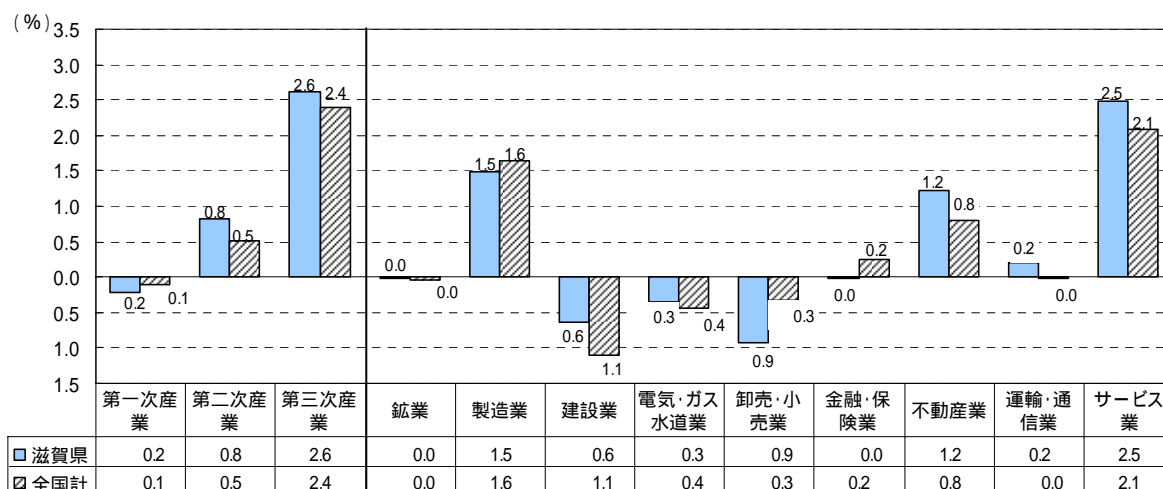
わが国では、平成 14 年(2002 年)2 月から平成 19 年(2007 年)10 月の 69 か月にかけて、「いざなぎ景気」の景気拡大期間(57 か月)を超える戦後最長の景気拡大を経てきました。本県の経済成長を示す県内総生産(名目)については、全国と同様、平成 18 年度(2006 年度)まで右肩上がりで推移しましたが、平成 19 年度(2007 年度)は、全国では名目 GDP が引き続き増加する一方で、本県では一般機械、電気機械、輸送用機械を中心とした製造業の落ち込みにより減少しました[図 1]。平成 14 年度(2002 年度)から平成 19 年度(2007 年度)の県内総生産(名目)の増加の内訳を 3 分類の産業別にみると、第一次産業が 0.2%、第二次産業が 0.8%、第三次産業が 2.6%となっており、ここ数年の本県経済の成長は第二次産業および第三次産業が牽引してきたことがうかがえます。産業別にみると、第二次産業では製造業が 1.5%増である一方で、建設業が 0.6%となっています。また、第三次産業では、サービス業で 2.5%、不動産業で 1.2%とそれぞれ伸びていますが、卸売・小売業で 0.9%となっています[図 2]

図1：県内総生産（名目）の推移



資料：「平成19年度県民経済計算」(内閣府)

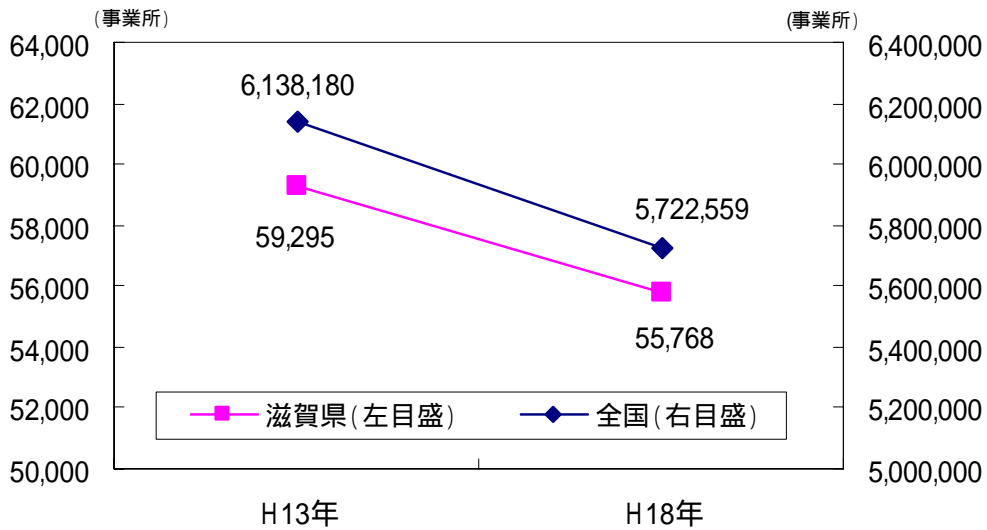
図2：県内総生産（名目）の増減（H14年度～H19年度）にかかる寄与度



資料：「平成19年度県民経済計算」(内閣府)

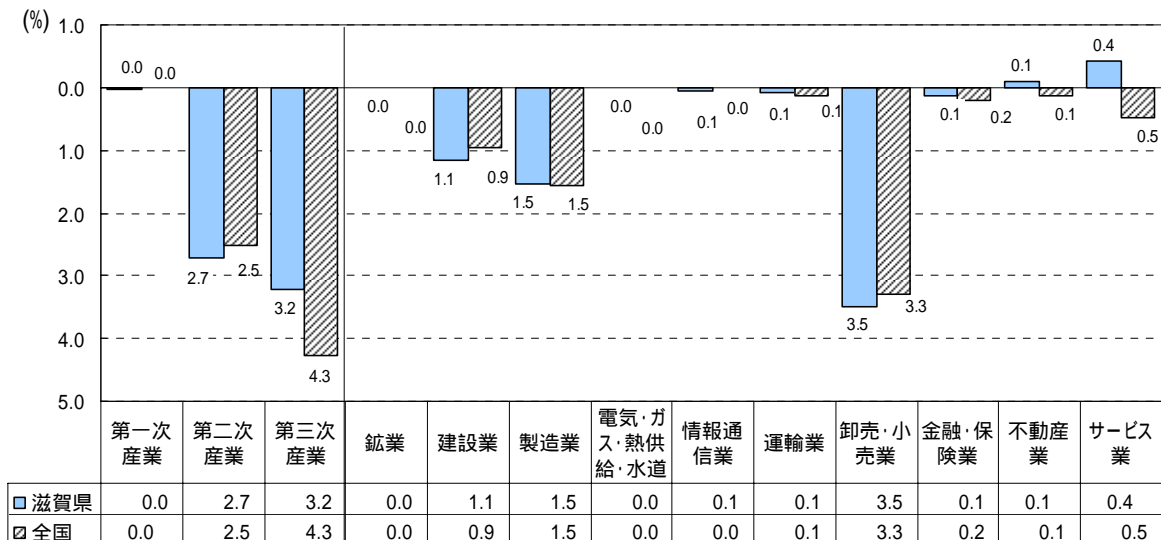
次に、本県の民営事業所数については、全国と同様、減少傾向で推移しています〔図3〕。平成13年（2001年）から平成18年（2006年）の事業所数の変動の内訳を3分類の産業別にみると、第一次産業が0%、第二次産業が2.7%、第三次産業が3.2%となっています。産業別にみると、第二次産業では、製造業が1.5%、建設業が1.1%となっています。これは、原材料費の高騰などによる小規模事業所の減少が原因と考えられます。また、第三次産業では、医療・福祉を中心にサービス業が0.4%増加しているものの、卸売・小売業で3.5%となっています〔図4〕。これは、個人商店など小規模事業所の減少によるものと考えられます。

図3：事業所(民营)数の推移



資料：「事業所・企業統計調査」(総務省)

図4：事業所(民营)数の増減(H13年～H18年)にかかる寄与度



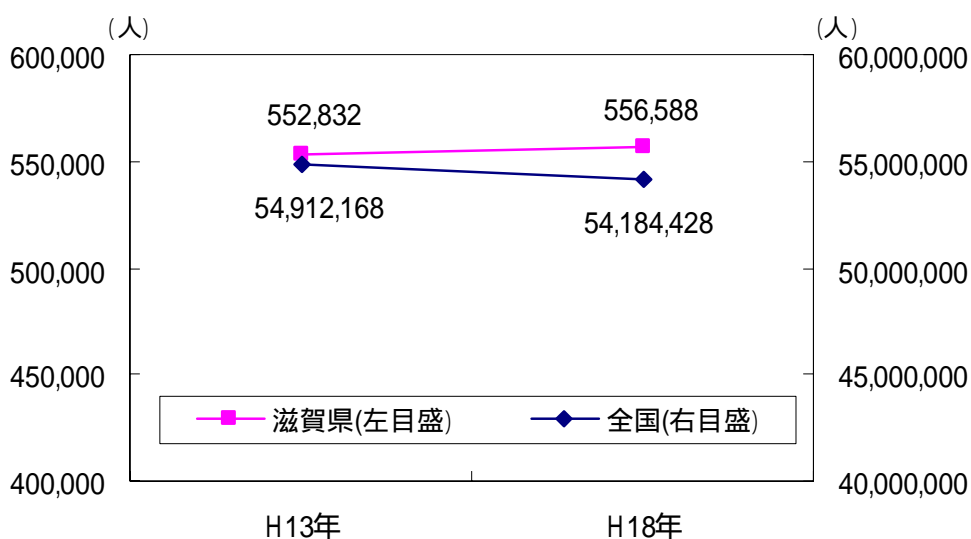
資料：「事業所・企業統計調査」(総務省)

「サービス業」とは、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計

また、平成13年(2001年)から平成18年(2006年)の本県の従業者数については、全国の従業者数が微減する一方で、わずかに増加しています[図5]。その増加の内訳を3分類の産業別にみると、第一次産業が0.1%、第二次産業が3.1%、第三次産業が3.6%となっています。産業別にみると、第二次産業では、製造業で1.9%、建設業で1.2%となっていますが、これは原材料費の高騰による小規模事業所の減少などによるものと考えられます。また、第三次産業では、個人商店をはじめとした小規模事業所の減少などにより卸売・小売業で1.2%となっているものの、医療・福祉での従業者数の増加などによりサービス業で4.8%伸びています[図6]

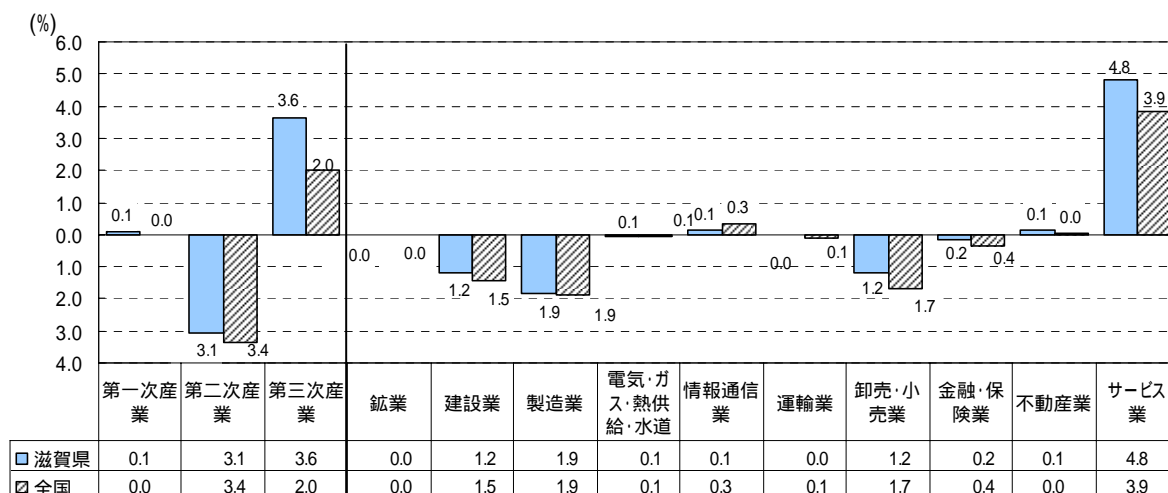


図5：従業者(民間)数の推移



資料：「事業所・企業統計調査」(総務省)

図6：従業者(民間)数の増減(H13年～H18年)にかかる寄与度



資料：「事業所・企業統計調査」(総務省)

## (2) 本県を取り巻く経済・社会情勢の変化

### 世界の動向

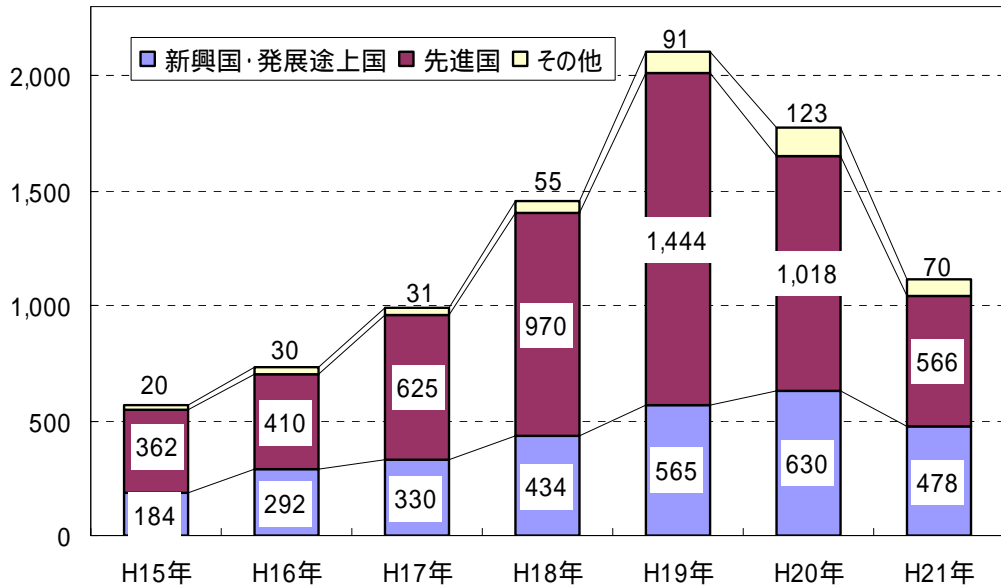
#### ）新興国の存在感が増す中での経済のグローバル化

世界の対内直接投資額の推移をみると、新興国・発展途上国について、平成15年(2003年)の約1,840億ドルから平成20年(2008年)には約6,300億ドルまで伸び、平成21年(2009年)には約4,780億ドルまで減少しています。一方、先進国については、平成21年(2009年)の対内直接投資額が、平成19年(2007年)のそれから60.8%となり、リーマンショックを契機とした経済不況により大幅に減少しています。また、対内直接投資額全体のうち、新興国・発展途上国の対内直接投資額の占める比率は、中国やインドを中心に対内直接投資額の減少が小幅にとどまったこともあり、平成19年

(2007年)は26.9%、平成20年(2008年)は35.6%、平成21年(2009年)は42.9%とリーマンショック以降も増加してきました[図7]

図7：世界の対内直接投資額の推移

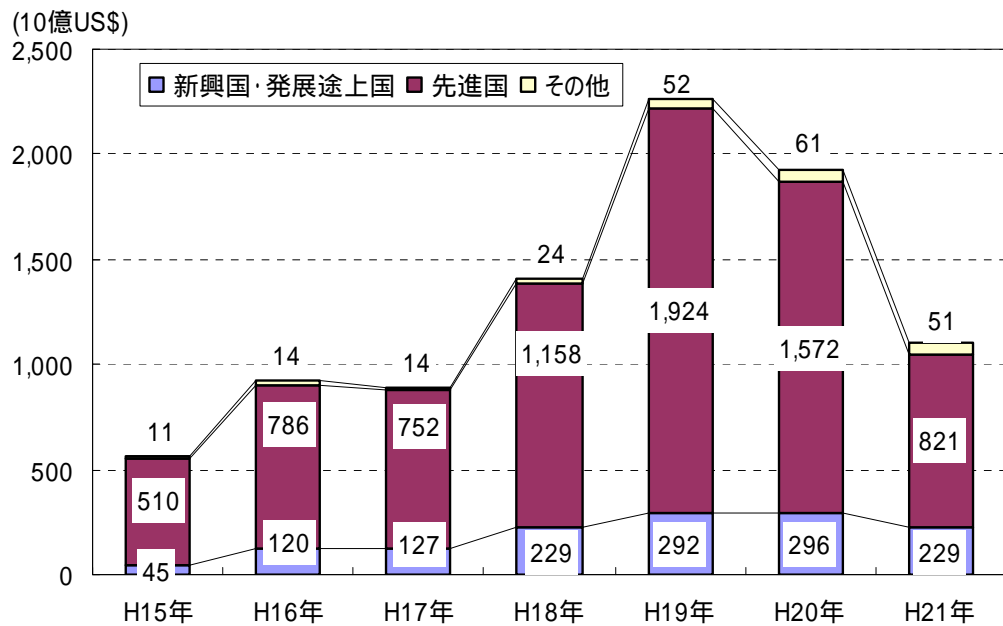
(10億US\$)



資料：「World Investment Report」(UNCTAD)

また、世界の対外直接投資額をみると、新興国・発展途上国から他国企業への対外直接投資額は、平成15年(2003年)が約450億ドルでしたが、平成19年(2007年)には約2,920億ドル、平成20年(2008年)には約2,960億ドルまで増加しました。平成21年(2009年)は約2,290億ドルに減少したものの、ヨーロッパ諸国を中心に、先進国から他国企業への平成21年(2009年)の対外直接投資額が平成19年(2007年)のそれから57.3%と急速に減少する中、新興国・発展途上国による他国企業への対外直接投資額の比率は、平成19年(2007年)は12.9%、平成20年(2008年)は15.4%、平成21年(2009年)は20.8%と増加してきました[図8]

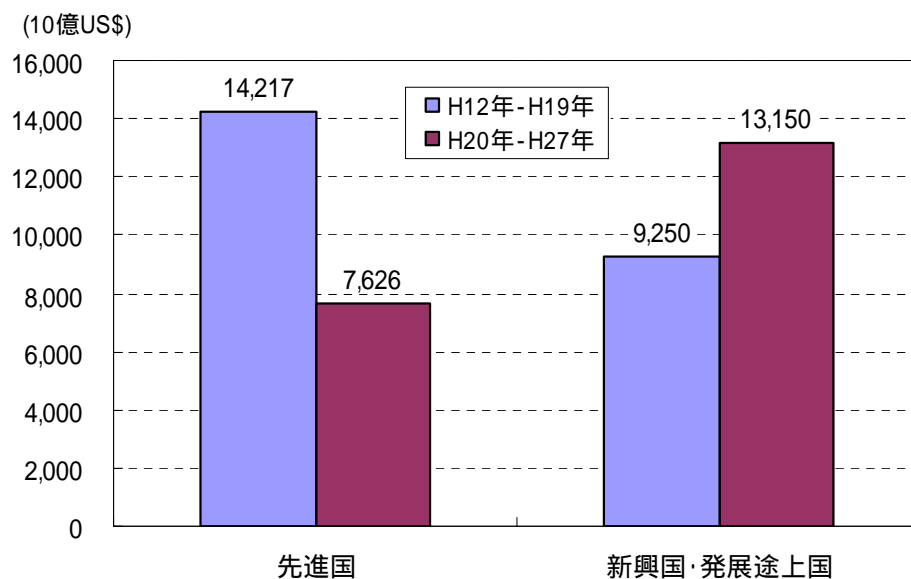
図8：世界の対外直接投資額の推移



資料：「World Investment Report」(UNCTAD)

さらに、世界の経済成長をみると、平成12年(2000年)から平成19年(2007年)の間は、先進国のGDPが約14.2兆ドル拡大したのに対し、新興国・発展途上国のGDPの拡大は約9.3兆ドルにとどまっていました。一方、IMF(国際通貨基金)が行った、平成20年(2008年)から平成27年(2015年)の見通しによると、先進国のGDPが約7.6兆ドル拡大するのに対し、新興国・発展途上国のGDPは約13.2兆ドルもの拡大が見込まれ、経済成長の規模は先進国を逆転するものと予測されています[図9]

図9：世界の経済成長の規模

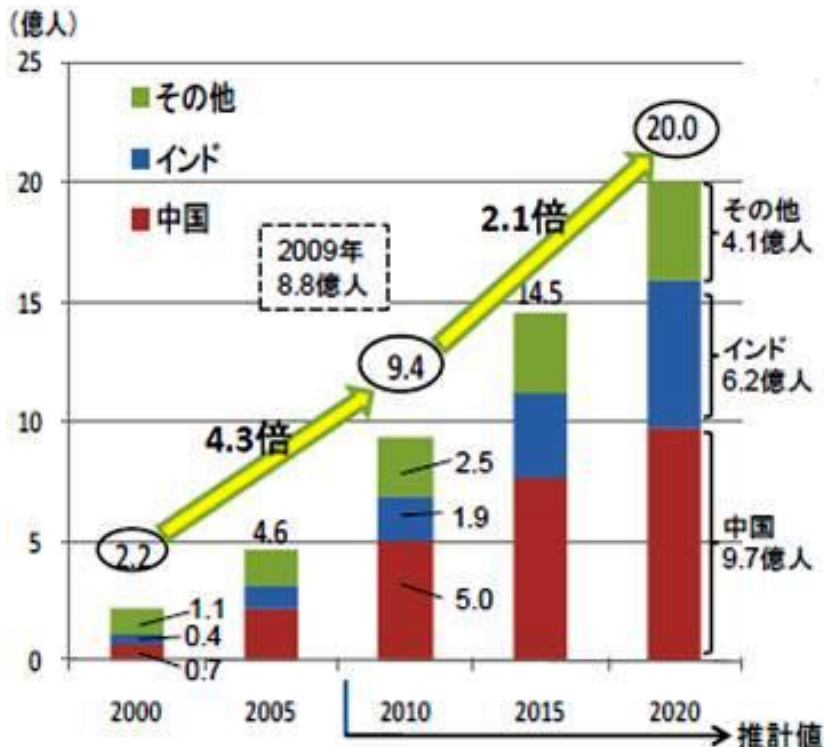


資料：「World Economic Outlook Database, October 2010」(IMF)

### ）中国を軸とするアジア経済の急成長

中国、インドをはじめとしたアジア諸国では、輸出を背景に、「世界の工場」として高い成長を遂げてきたところであり、それにより、中間層や富裕層が拡大を続けています。世帯年間可処分所得別に 5,000 ドル以上 35,000 ドル未満を中間層、35,000 ドル以上を富裕層と定義した上でみると、アジア諸国における中間層は、平成 21 年(2009 年)の 8.8 億人から、平成 32 年(2020 年)には 20 億人にまで拡大する見込みであることが指摘されています(「通商白書 2010」)[図 10] また、富裕層については、平成 21 年(2009 年)の 6,200 万人から、4 年後の平成 27 年(2015 年)にはわが国の富裕層(9,500 万人)を上回り 1 億 1,700 万人となり、平成 32 年(2020 年)には 2 億 2,600 万人まで増加すると見込まれており、「世界の消費市場」としての存在感を高めながら経済成長を続けていくことが予測されています[図 11]

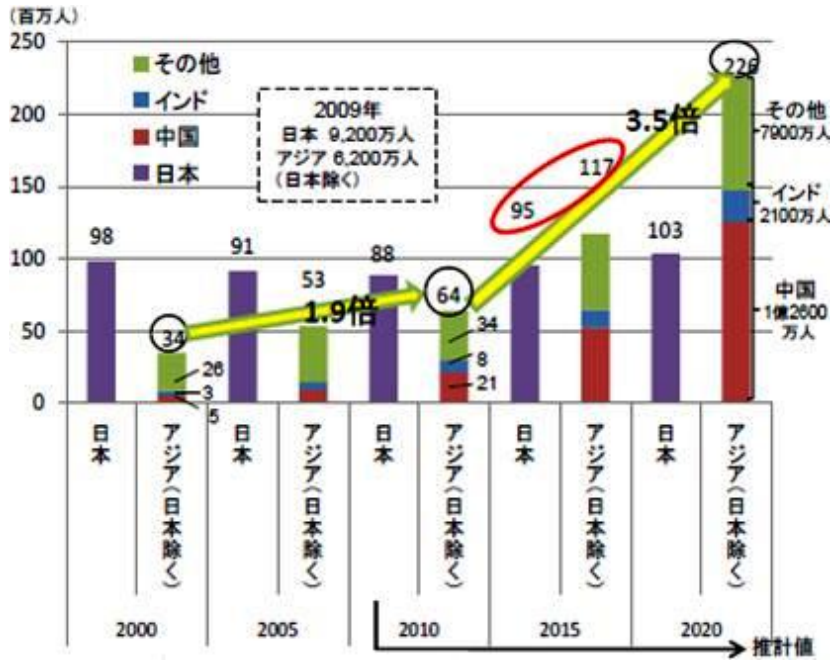
図 10：アジアの中間層の推移



資料：「通商白書 2010 概要版」(経済産業省)

アジアとは中国、香港、台湾、インド、インドネシア、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、フィリピン。

図 11：アジアの富裕層の推移

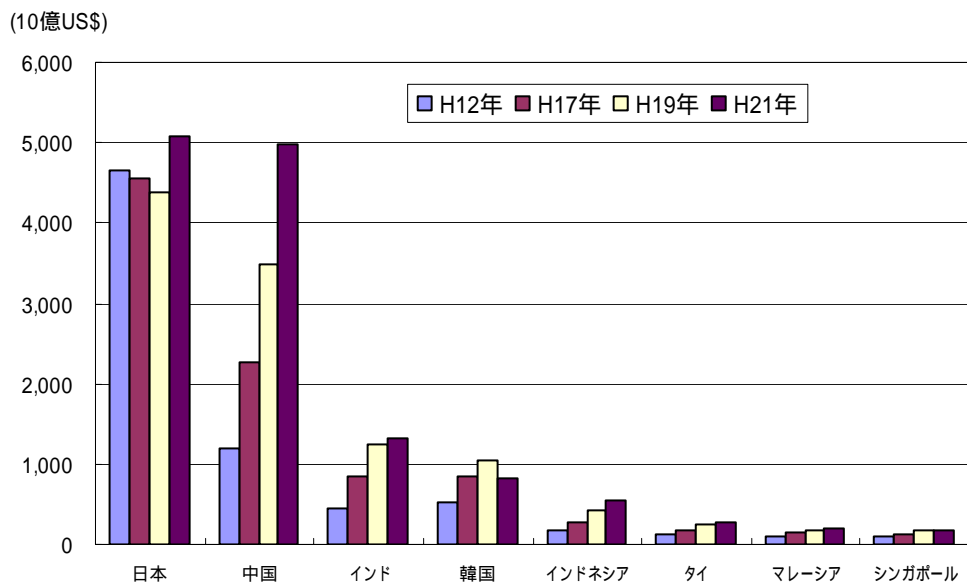


資料：「通商白書 2010 概要版」(経済産業省)

アジアとは中国、香港、台湾、インド、インドネシア、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、フィリピン。

とりわけ中国は、平成 12 年(2000 年)から平成 21 年(2009 年)の GDP をみても、他のアジア諸国と比べて伸びが際立っており[図 12]平成 22 年(2010 年)4~6 月期には GDP でわが国を上回ったほか、平成 21 年(2009 年)に輸出額や新車販売台数で世界一に躍り出るなど、世界経済に占める地位が急速に高まっています。

図 12：主要アジア諸国の GDP 推移

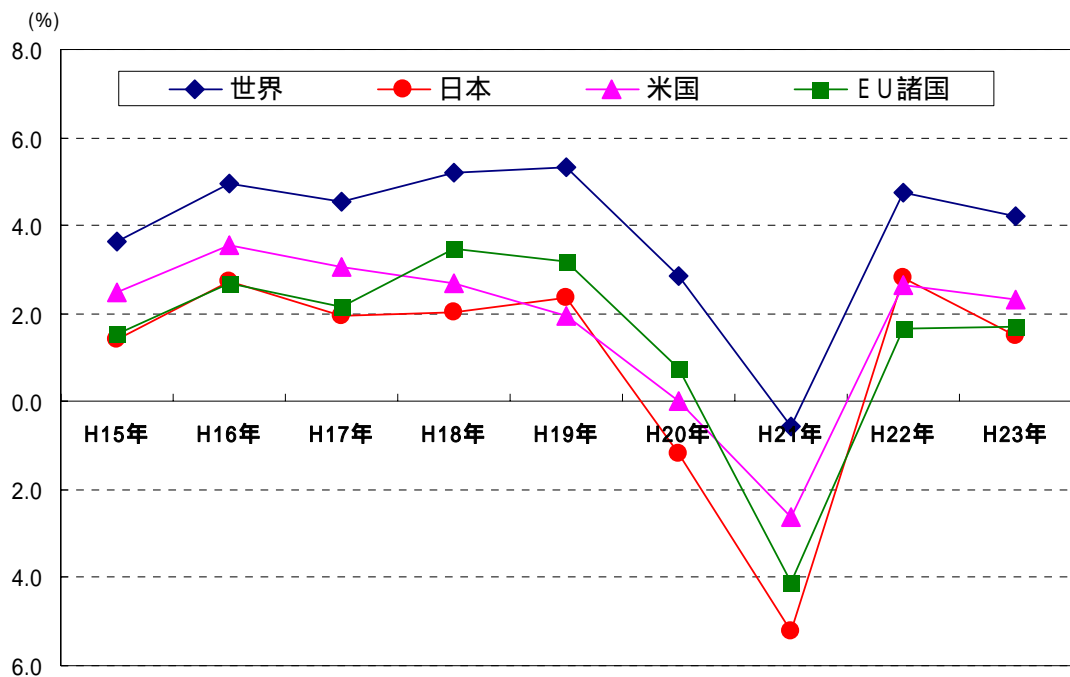


資料：「World Development Indicators database」(The World Bank)

### ）世界同時不況等による経済の不安定性の拡大

世界経済は、インターネットや携帯電話など、ITをはじめとした技術革新を背景に成長が続いてきました。しかしながら、平成19年（2007年）夏以降のサブプライム住宅ローン問題および平成20年（2008年）9月の米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズ破綻を契機に、世界的な金融危機へと発展しました。これにより、世界各地で株価の急速な下落が生じるなど、“100年に1度”とも言われる経済危機に発展しました〔図13、図14〕。また、平成21年（2009年）10月にギリシャで政権交代が生じ、旧政権下での財政赤字が明らかになったことを発端とするギリシャ財政危機により国際金融市場が混乱するなど、世界経済の不安定性が拡大しています。

図13：世界及び主要国・地域の実質GDP成長率の推移

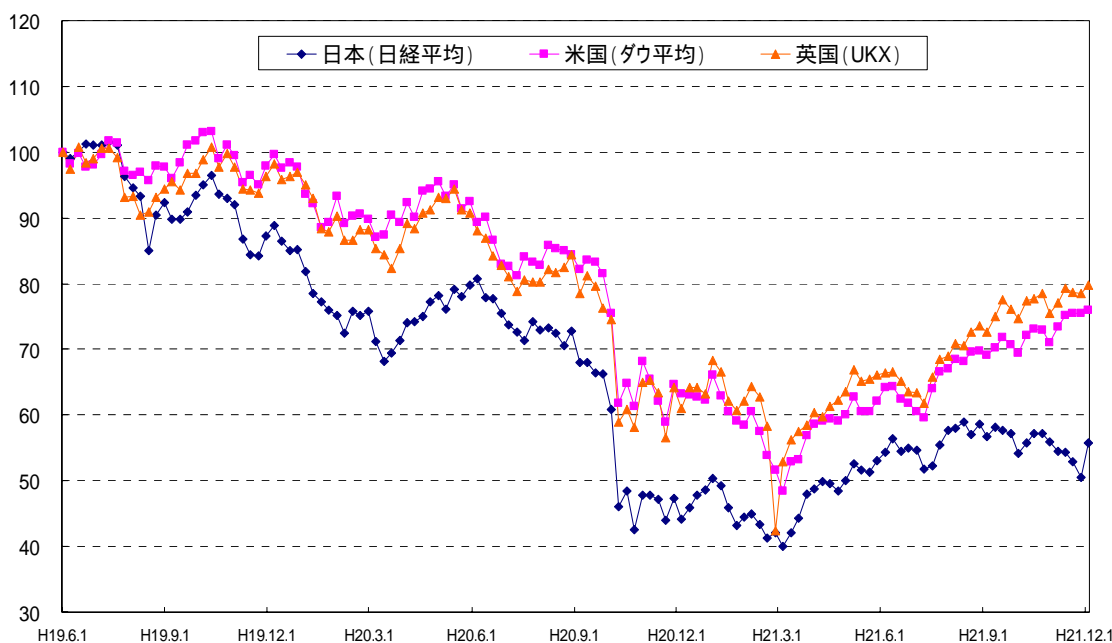


資料：「World Economic Outlook Database, October 2010」(IMF)

H22年以降は推計

図 14：世界各国の株価の推移

[H19.6.1 = 100]



資料：Bloomberg

### 国内の動向

）日本経済の行き詰まりと世界経済における地位の低下

わが国経済は、「質」、「量」ともに世界の中での相対的地位が低下し、結果として国としての競争力が急激に低下しているとの指摘があります（「産業構造ビジョン 2010」）。

例えば、世界の GDP に占めるわが国のシェアは、平成 12 年（2000 年）の 14.5% から平成 20 年（2008 年）には 8.0% と、6.5 ポイントの減少となりました [表 1]。また、日本の一人あたり GDP 世界ランキングについては、平成 12 年（2000 年）に 3 位であったものが、平成 20 年（2008 年）には 23 位と大幅に順位を下げています [表 2]。さらに、スイスの IMD（国際経営開発研究所）が発表する、国の経済状況やインフラなどを考慮した国際競争力ランキングにおいては、平成 2 年（1990 年）に 1 位であった順位が、平成 22 年（2010 年）のランキングでは 27 位と低迷しています [表 3]。

また、わが国の企業（製造業）の売上高営業利益率は、他国のそれと比較すると決して高いとは言えず、低収益の状況が続いています [図 15]。

表 1：世界の GDP に占める日本のシェアの推移

年	H 1 2	H 1 4	H 1 6	H 1 8	H 2 0
シェア (%)	14.5	11.8	10.9	8.8	8.0

資料：「World Economic Outlook Database, October 2010」(IMF)

表2：日本の一人当たりGDP世界ランキングの推移

年	H 1 2	H 1 4	H 1 6	H 1 8	H 2 0
順位	3	8	13	20	23

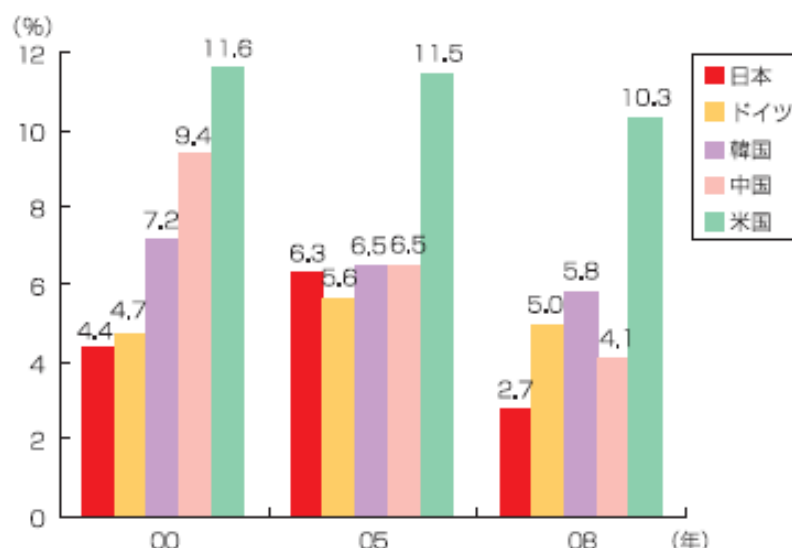
資料：「World Economic Outlook Database, October 2010」(IMF)

表3：IMD国際競争力ランキングの推移

年	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
順位	1	4	24	19	27

資料：「World Competitiveness Yearbook」(IMD)

図15：各国主要上場企業（製造業）の売上高営業利益率の推移



資料：「2010年版ものづくり白書」(経済産業省)

### ）低炭素社会への実現に向けた動き

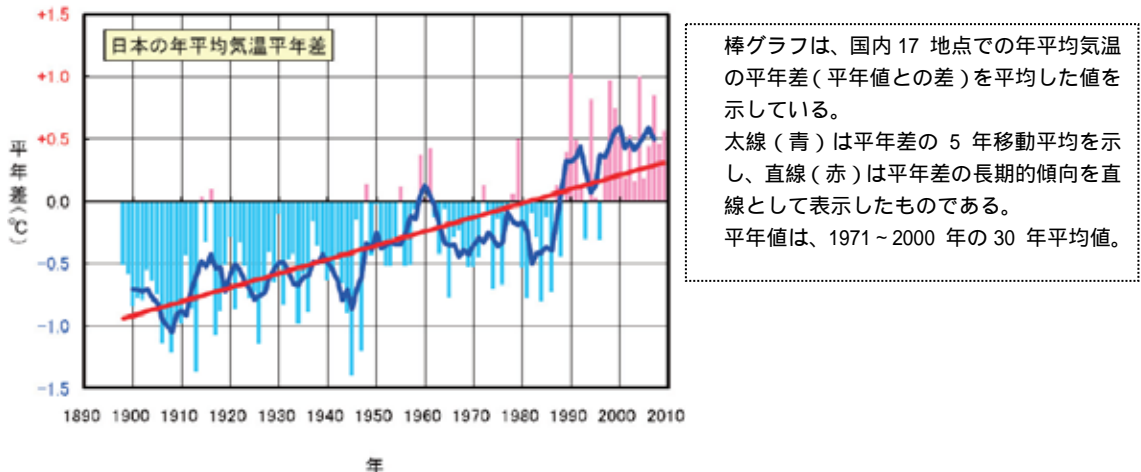
わが国の気温変化をみると、明治31年(1898年)から平成21年(2009年)の期間では、100年間でおよそ1.13の割合で上昇しています。特に、1980年代後半から急速に気温が上昇し、顕著な高温を記録した年は、おおむね平成2年(1990年)以降に集中しています[図16]。この要因の一つとして、二酸化炭素など温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響が考えられています。

このため、現在、温室効果ガスの排出量削減目標を定めた京都議定書の目標達成に向けて各国で様々な取組が行われるとともに、ポスト京都議定書に向けた動きが始まっていますが、わが国では、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築および意欲的な目標の合意を前提に、平成21年(2009年)12月のCOP15における「コペンハーゲン合意」を受けて、



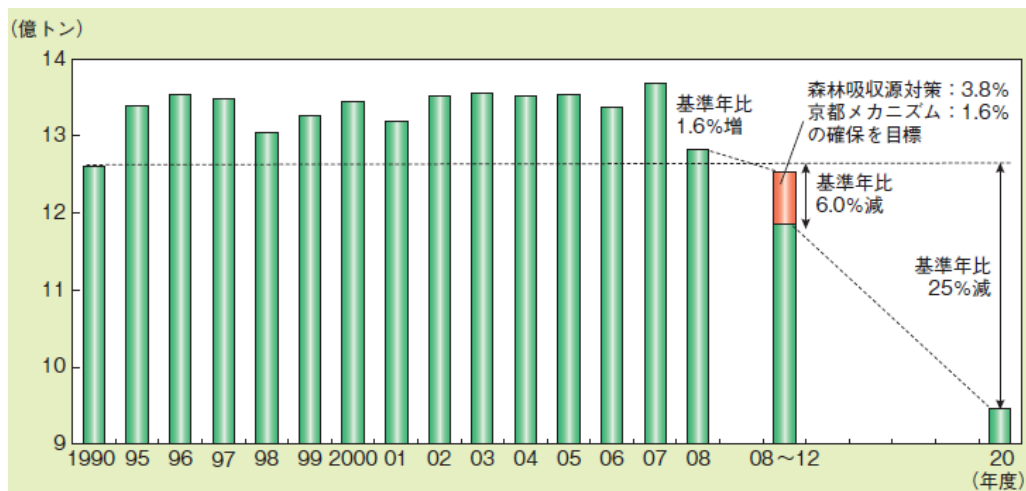
平成 32 年 (2020 年) までに温室効果ガス排出量を平成 2 年 (1990 年) 比で 25% 削減するという目標が国際連合に提出されました [ 図 17 ]

図 16 : 日本の平均気温平年差



資料 : 「気候変動監視レポート 2009」( 気象庁 )

図 17 : わが国の温室効果ガス排出量の推移



資料 : 「平成 22 年度年次経済財政報告書」( 内閣府 )

### ) 少子高齢社会への急速な移行

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、わが国の総人口は、平成 17 年 (2005 年) をピークに減少に転じ、平成 22 年 (2010 年) には 592 千人が減少し、その後も減少を続け、平成 42 年 (2030 年) には約 1 割 (9.8%) もの人口が減少し、約 1 億 1,500 万人になるものと予想されています [ 図 18 ]。このような状況のもと、0 歳から 14 歳までの年少人口の総人口に占める割合は、平成 17 年 (2005 年) の 13.8% から平成 42 年 (2030 年) には 9.7% に、また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の総人口に占める割合については、平成 17 年 (2005 年) の 66.1% から平成 42 年 (2030 年) には 58.5% にそれぞれ低下する一方で、65 歳以上の老年人口の総人口に占める割合は、平成

17年（2005年）の20.2%から平成42年（2030年）には31.8%にまで増加するものと推計されており、今後とも少子高齢化の流れは続いていくものと見込まれます〔図19〕

図18：日本の人口の推移

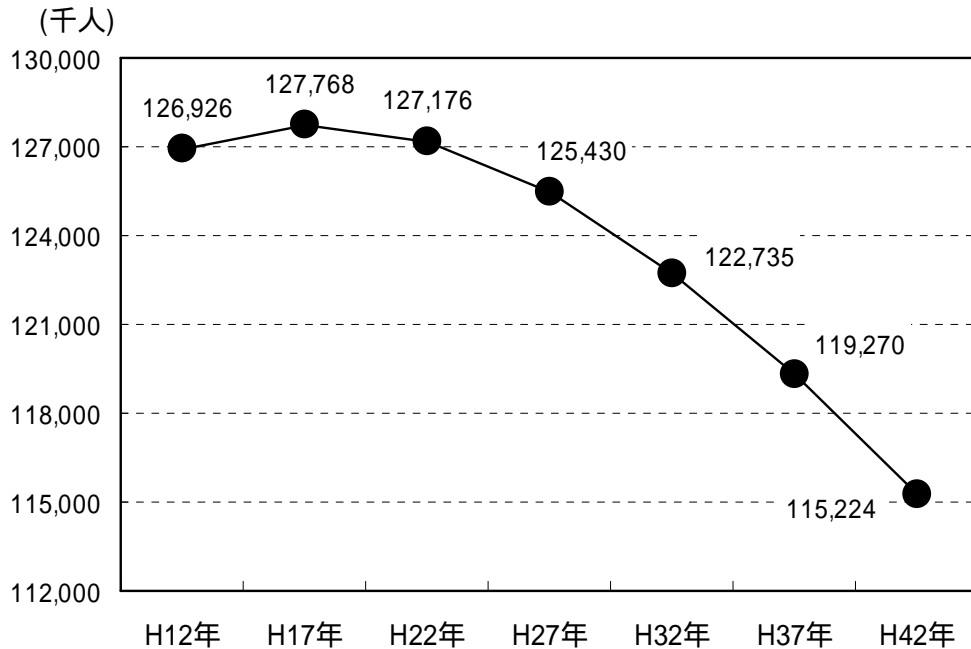
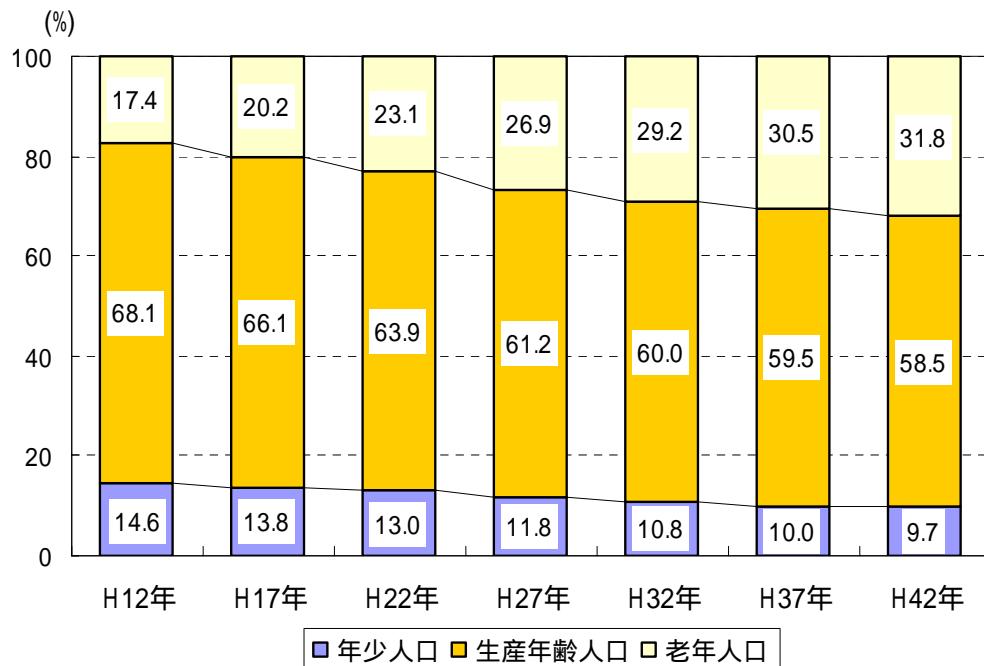


図19：日本の年齢区分別人口構成率の推移



資料：実績値（～H17年）「国勢調査」（総務省）

推計値（H22年～）「日本の将来推計人口（H18.12推計）」

（国立社会保障・人口問題研究所）

## 5. 本県産業の目指すべき将来の姿

### (1) 長期的な姿（おおむね20年後）

平成23年（2011年）3月に策定の「滋賀県基本構想」の“2030年頃の姿”において、経済・産業をはじめ、本プランに関連する次のような将来の姿が描かれています。

#### 経済・産業の将来の姿

グローバルな展開の核となる研究開発が活発に行われ、顧客のニーズや環境変化に機動的・柔軟に対応するモノづくりが発展するとともに、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITなどの分野で中核企業を中心にクラスターが形成されています。また、活発な知的財産の創造が行われ、産業が活性化されています。

消費者の感性に着目した商品やサービスなど多様なニーズに柔軟に対応した商業・サービス業が展開されています。

歴史や文化、自然など地域固有の資源を活かした観光が発展しています。高度なモノづくりや高付加価値なサービス提供などを支える人材が多数輩出されています。

第一次産業、第二次産業、第三次産業といった従来の産業分類にとらわれない、新たな産業システムの構築が推進されるとともに、産学官金民連携や地域間連携などの多様な連携により、相乗効果の高い産業振興が展開されています。

#### 県土の将来の姿

歴史や文化などを観光資源として活かしたまちづくりが進んでいます。

#### 暮らしの将来の姿

##### <個人の視点から見た将来の姿>

誰もが生きがいややりがいをもって働いています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、仕事と家庭、地域活動などを両立させています。

##### <それを支える社会環境の将来の姿>

住まいからの通勤が容易なところに安定して働くことができる場があります。

働くために必要な技能や技術を習得できる環境が整っています。

学校や地域、企業などで、職業教育や人生プランを埋め込んだキャリア教育が積極的に実施されています。

短時間就労や在宅勤務、育児・介護休業、地域活動・社会活動に参加するための制度など、人生の段階に応じて誰もが働きやすい職場環境が整備されています。

自ら事業をはじめたい人に対する起業支援の環境が整っています。

## (2) 中期的な姿（おおむね10年後）

長期的な姿に至る過程において、おおむね10年後の姿は、次のような姿と考えています。

絶え間ない技術革新のもと、新エネルギー分野をはじめ、環境技術、製品を強みにした多様なビジネスが展開されています。

少子高齢化が進む中、医療、健康などの分野のビジネスが活発化し、生きがいを持って働く高齢者などが増加しています。

県内企業の技術力が高まり、付加価値の高いモノづくりが展開されています。県内各地で、地域の特色が発揮されたまちのにぎわいが創出され、まちの特色やその土地の人々のおもてなしの心が観光につながる好循環が生まれています。

滋賀の製品やサービスが海を渡り、アジアをはじめ世界での評価を高めるとともに、国内外から滋賀にやって来る人が増加しています。

本県産業の将来を担う人材の育成に向けた多種多様なプログラムが展開されています。

農商工連携をはじめとした分野横断的な連携はもとより、産学官金民連携や地域間連携によるプロジェクトが増加しています。

## 1. 本県の特徴

### (1) 環境への取組

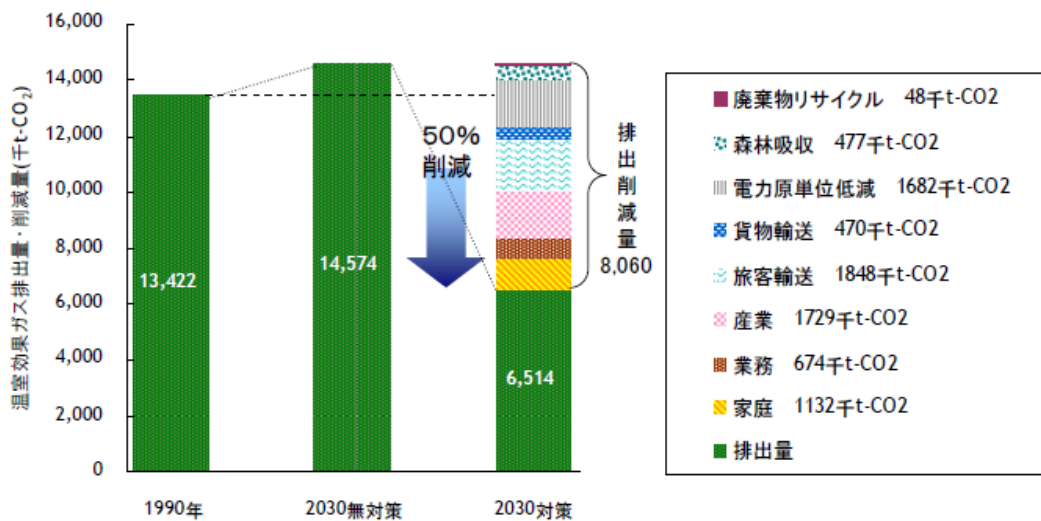
琵琶湖を抱く本県では、琵琶湖を守るという県民の強い意志のもと、厳しい排水基準を設けるなど、産業界も含め早くから先駆的な取組を進めてきたところです。例えば、工場・事業場に窒素とリンの排水基準を適用し、リンを含む合成洗剤の使用・販売を禁止する「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（琵琶湖条例）」の制定（昭和54年（1979年））や、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「滋賀県環境基本条例」の制定（平成8年（1996年））、さらには化学合成農薬や化学肥料の使用を削減した農業を推進し、琵琶湖等の環境保全を目的とした「滋賀県環境こだわり農業推進条例」の制定（平成15年（2003年））などが挙げられます。

そうしたことを背景に、本県の環境に対する県民や企業の意識は大変高く、全国で初めての取組もあります。例えば、平成2年（1990年）に環境専門の生活協同組合が設立されたほか、平成6年（1994年）に開始された「グリーン購入」の取組を県内で促進するため、企業、行政機関、消費者団体などによる「滋賀グリーン購入ネットワーク」が平成11年（1999年）に設立されました。また、平成7年（1995年）に設立された滋賀県立大学では、全国で初めて環境科学部が設置されました。

また、地球温暖化対策として、平成19年（2007年）に、本県経済界と県の連携のもと、環境成長経済で本県の雇用創出と事業革新を牽引することを目的とした「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」が始まり、特に県内CO<sub>2</sub>排出量の削減取組を促進し、低炭素社会の形成を目指す「しが炭素基金」が、都道府県単位としては全国で初めての取組として設立されました。

さらには、本県では、平成21年（2009年）12月に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」において、平成42年（2030年）における温室効果ガスを平成2年（1990年）比で50%削減するという目標を掲げました〔図20〕

図 20：平成 42 年（2030 年）における温室効果ガス排出削減目標（滋賀県）



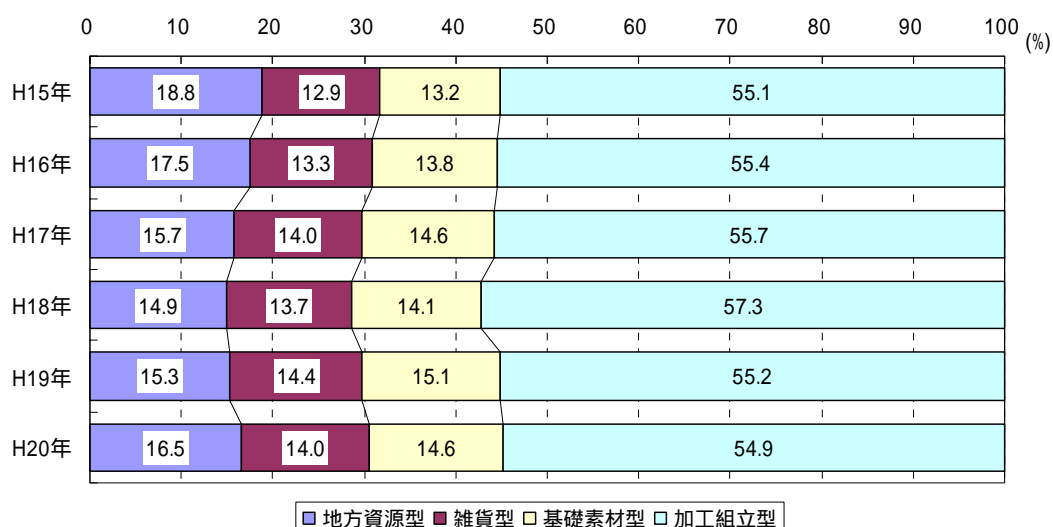
資料：「持続可能な滋賀社会ビジョン」（滋賀県）

## (2) モノづくり県としての歩み

本県は、京阪神圏、中京圏、北陸圏の結節点という地理的特性を背景に、大企業の拠点工場や研究所等が多数立地するとともに、確かな技術や品質管理を誇る中小企業に支えられ、輸送機械、電気機械などの加工組立型の製造業を中心とした全国有数の内陸工業県として発展してきました〔図 21〕

そのような中、オンリーワンや今後の成長が期待される優れた基盤技術を有する中小企業なども育ってきました。

図 21：類型別製造品出荷額等の推移



資料：「工業統計調査」（滋賀県）

地方資源型：食料品、飲料・飼料・たばこ、繊維工業、木材・木製品、パルプ・紙、窯業・土石  
 雑貨型：家具・装備品、印刷、プラスチック、ゴム製品、なめし皮・毛皮、その他  
 基礎素材型：化学工業、石油・石炭、鉄鋼業、非鉄金属  
 加工組立型：金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子・デバイス、電気機械、  
 情報通信機械、輸送機械

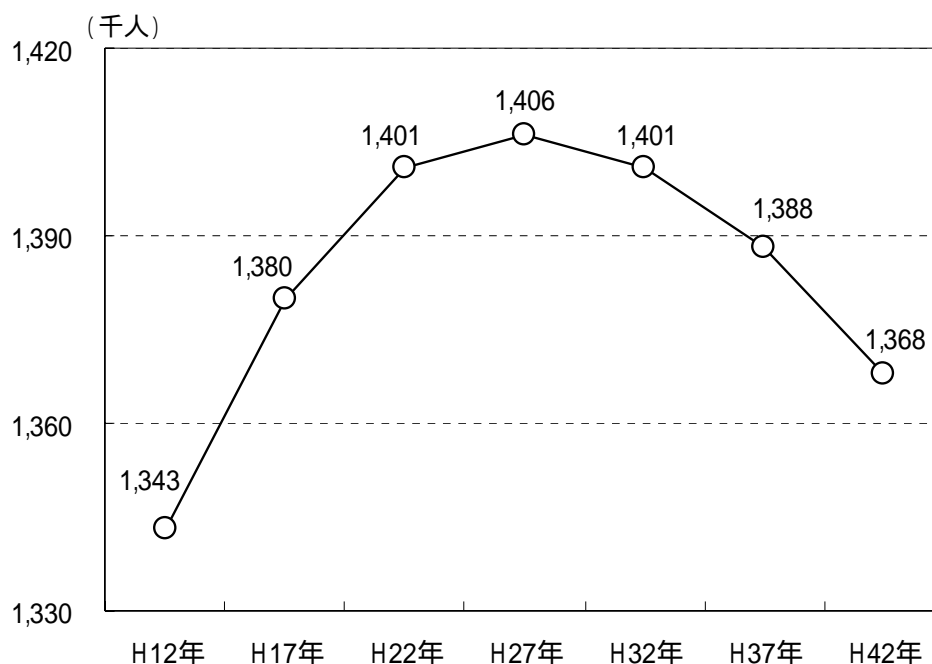
注：日本標準産業分類の改訂(H20.4.1適用)に伴い、平成20年調査から新しい産業分類が適用されている。

### (3) 人口増加局面における少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、わが国では平成17年(2005年)に人口減少局面に入りましたが、本県では依然として人口増加が続いています。平成17年(2005年)の138万人から、平成20年(2008年)8月には140万人を突破し、さらに、平成22年(2010年)には140万1千人、平成27年(2015年)前後には140万6千人まで増加するものと予測されています〔図22〕

しかしながら、本県の人口が増加する中、0歳から14歳までの年少人口の総人口に占める比率は、平成17年(2005年)の15.5%が平成27年(2015年)には13.5%に、また15歳から64歳までの生産年齢人口の総人口に占める比率は、平成17年(2005年)の66.5%から平成27年(2015年)の62.5%にそれぞれ低下する一方で、65歳以上の老年人口の総人口に占める比率は、平成17年(2005年)の18.1%から平成27年(2015年)には24.0%にまで高くなるものと見込まれています〔図23〕

図22：滋賀県の人口の推移

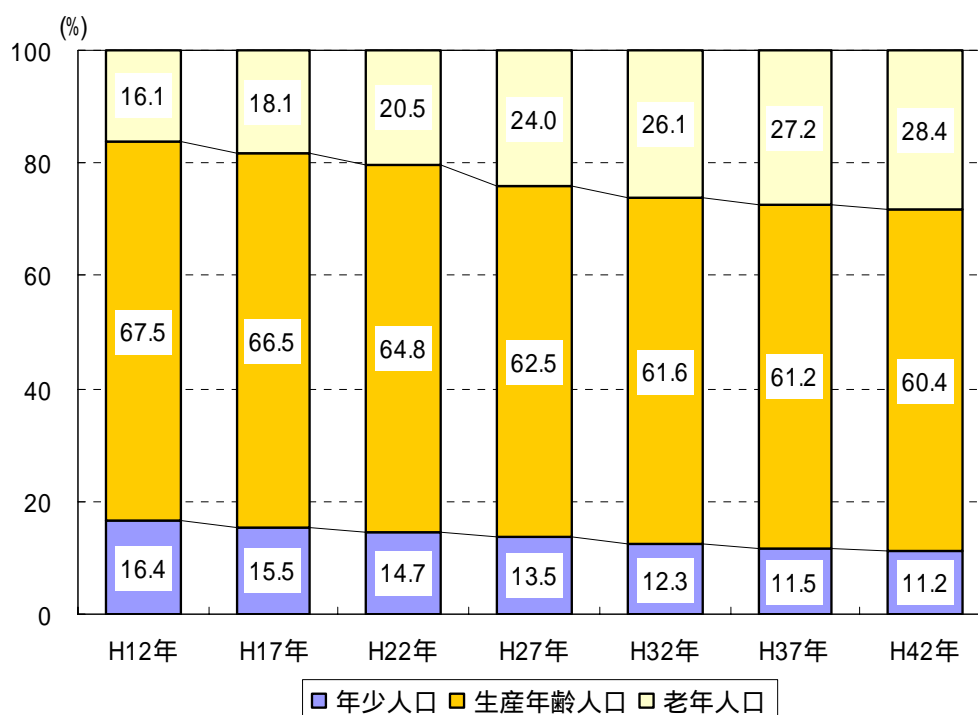


資料：実績値(～H17年)「国勢調査」(総務省)

推計値(H22年～)「日本の都道府県別将来推計人口(H19.5推計)」

(国立社会保障・人口問題研究所)

図 23：滋賀県の年齢区分別人口構成率の推移



資料：実績値（～H17年）「国勢調査」（総務省）

推計値（H22年～）「日本の都道府県別将来推計人口（H19.5推計）」

（国立社会保障・人口問題研究所）

#### (4) 外需の影響を受けやすい産業構造

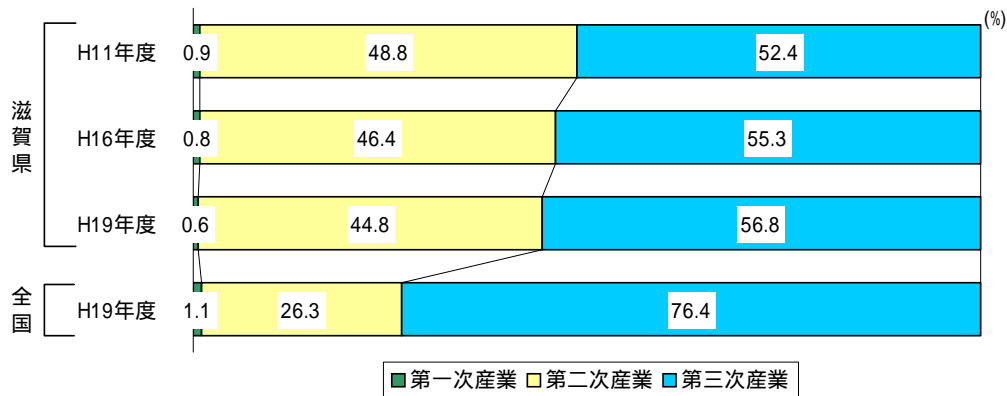
本県の県内総生産に占める第二次産業の比率は、平成11年度（1999年度）に48.8%であったものが徐々に低下してきているものの、平成19年度（2007年度）で44.8%と依然として全国1位であり、全国平均26.3%の約1.7倍となっています〔図24〕。第二次産業の中でも、製造業の第二次産業総生産に占める比率が88.0%と高くなっており、製造業の県内総生産に占める比率は39.4%で全国1位です。

また、平成10年度（1998年度）から平成19年度（2007年度）までの本県の県内総生産に対する、県外への財貨・サービスの移出および県外からの財貨・サービスの移入の収支等（以下「財貨・サービスの移出入（純）等」という。）の占める比率をみると、全国計よりも高い比率で推移してきており、平成19年度（2007年度）には20.4%で全国2位となっています〔図25〕。また、平成10年度（1998年度）から平成19年度（2007年度）までの財貨・サービスの移出入（純）等の増減率をみると、全国計の振れ幅が9.2%から5.0%であるのに対し、本県の振れ幅は54.8%から12.0%と全国計の約4.7倍となっています〔図26〕。

こうしたことから、製造業を中心とした第二次産業のウエイトが高い本県は、国外や県外の外需への依存度が高く、その影響を受けやすい産業構造にあると考えられます。

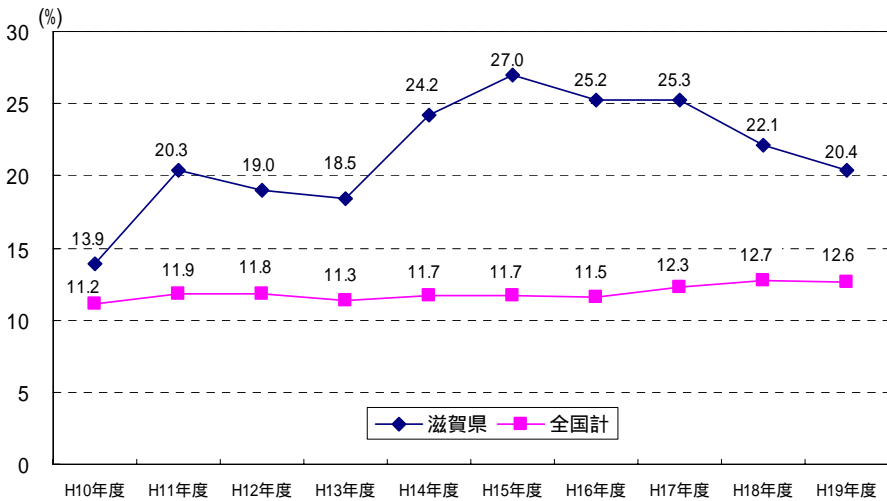


図 24：滋賀県の経済活動別県内総生産構成比の推移



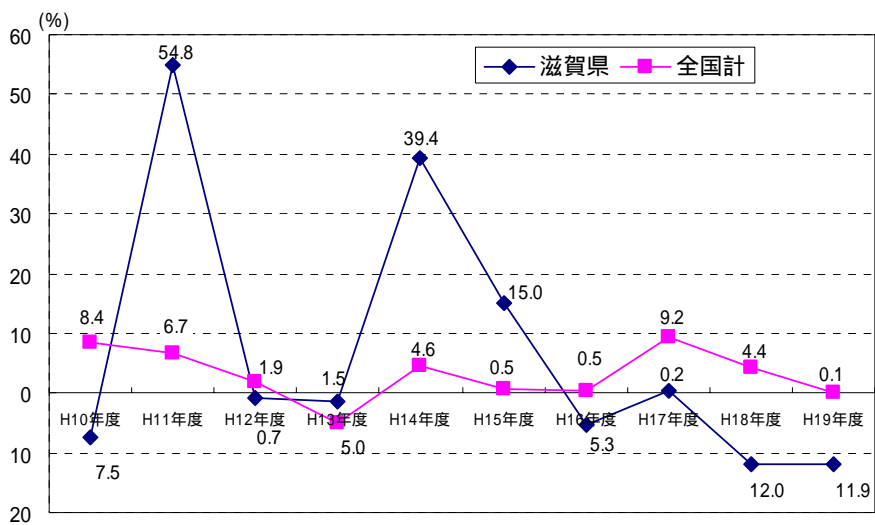
資料：「平成 19 年度県民経済計算」(内閣府)

図 25：県内総生産（実質）に占める財貨・サービスの移出入(純)等の比率の推移



資料：「平成 19 年度県民経済計算」(内閣府)

図 26：財貨・サービスの移出入(純)等の増減率の推移

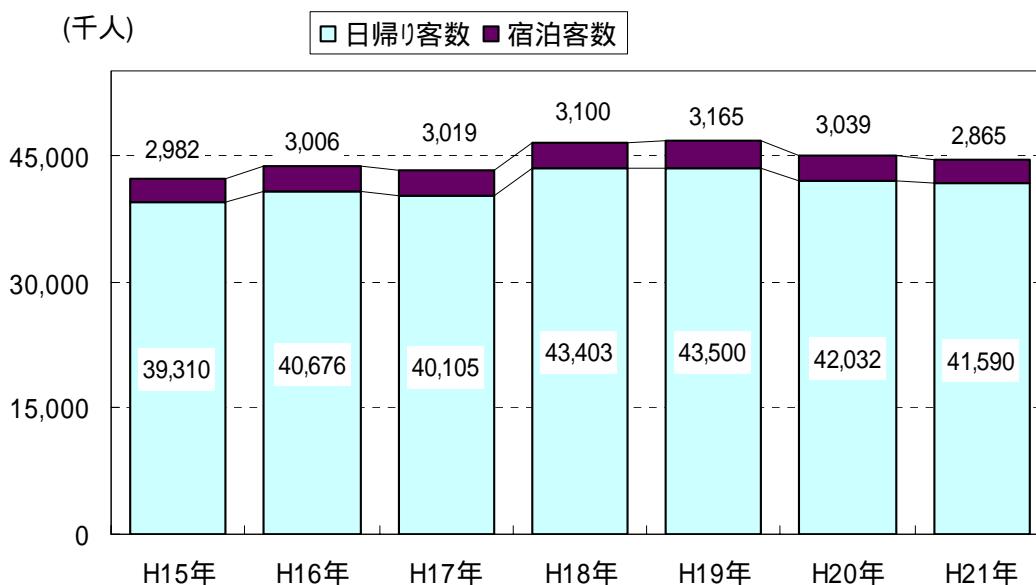


資料：「平成 19 年度県民経済計算」(内閣府)

## (5) 滞在型観光客の少なさ

本県には、平成 21 年（2009 年）に 4,400 万人を超える観光客が訪れていますが、京都や大阪からのアクセスが良好であることなどから、日帰り客が約 4,159 万人となっています。宿泊客数については、おおむね 300 万人前後で推移しているところですが〔図 27〕観光客数に占める宿泊客数の割合は、平成 20 年（2008 年）で 6.7%と、周辺の府県と比較すると低くなっています〔表 4〕

図 27：観光入込客数の推移



資料：「観光入込客数統計調査」（滋賀県）

表 4：観光客数に占める宿泊客数の割合（H20 年）

府県名	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山
観光客数(人)	45,071,500	77,991,314	143,620,000	134,562,000	35,790,100	31,343,000
宿泊客数(人)	3,039,400	14,934,836	12,980,000	18,917,000	3,505,000	5,455,000
宿泊客数割合(%)	6.7	19.1	9.0	14.1	9.8	17.4

資料：「各府県観光入込客数調査」（ただし大阪府と兵庫県は H20 年度）

## (6) 滋賀で育まれた豊かな財産

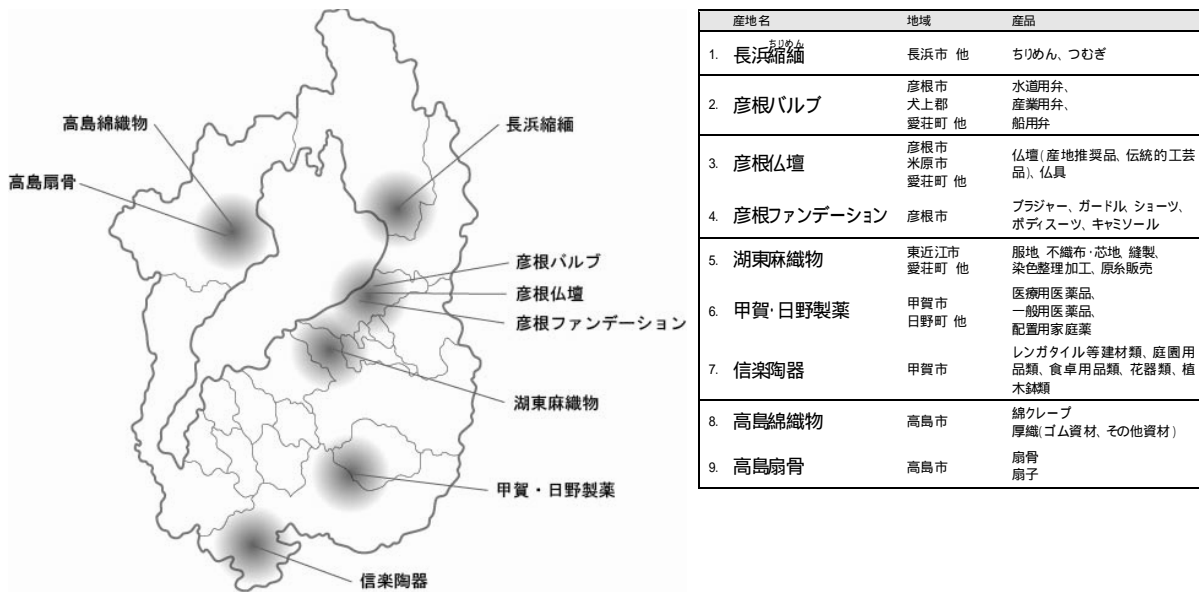
本県は、わが国最大で世界有数の古代湖でもある琵琶湖を県央に有し、それを取り囲むように豊かな自然や景観が広がっています。また、国宝を含む重要文化財指定件数が全国 4 位（平成 22 年（2010 年））であるなど、古くから歴史の舞台として重要な役割を果たしてきました。

また、本県には、信楽焼をはじめ、地域の歴史・風土などを反映した 9 つの地場産業が形成されており、地域経済の基盤として重要な役割を果たしています〔図 28〕。さらに、長い歴史を有する伝統的工芸品も継承されており、現在、近

江上布をはじめ、経済産業大臣が指定するものが3品目、また知事が指定するものが40品目（第8次指定現在）となっています〔図29〕。この他、本県は、近江牛、近江米、近江茶、湖魚などの豊かな農水産物や鮎ずしといった地域に根ざした伝統的な食文化を有しています。

さらに本県は、かつて全国各地で活躍した近江商人のふるさとであり、現在も「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」の精神が県内の商工業者に受け継がれています。

図28：地場産業の分布



資料：滋賀県新産業振興課作成

図29：伝統的工芸品の分布



資料：滋賀県新産業振興課作成

## (7) 住みやすさ・教育研究環境・交通の便

### 住みやすさ

わが国の人口が、平成 17 年（2005 年）をピークに減少局面にある中、本県は平成 17 年（2005 年）から平成 18 年（2006 年）にかけて 0.61%、平成 18 年（2006 年）から平成 19 年（2007 年）にかけて 0.52%、平成 19 年（2007 年）から平成 20 年（2008 年）にかけては 0.43%と、徐々に下がっているものの、全国で 4 位以上の高い人口増加率を維持しています。自然増加率、社会増加率ともに高い数値で、それぞれ全国で 4 位以上となっていますが、平成 17 年（2005 年）以降は、社会増加率が自然増加率を上回る形で推移しています。平成 17 年（2005 年）から平成 18 年（2006 年）にかけて 0.21 ポイント、平成 18 年（2006 年）から平成 19 年（2007 年）にかけて 0.1 ポイント、平成 19 年（2007 年）から平成 20 年（2008 年）にかけて 0.03 ポイント、それぞれ社会増加率が自然増加率を上回っています〔表 5〕。こうした社会人口増加などを背景に、平成 15 年（2003 年）から平成 20 年（2008 年）の本県の総住宅数（空き家を含む。）の増加率は 12.6%で全国 1 位となっており、全国平均 6.9%の 2 倍近くとなっています〔表 6〕。

また、株式会社東洋経済新報社が発表する安心度や利便度による「住みよさランキング」2010 年版によると、全国の市の総合評価において、本県からは、10 位に守山市、21 位に栗東市、24 位に草津市がそれぞれベスト 30 にランクインしています〔表 7〕。

表 5：人口増加率の推移（各年 10 月～翌年 9 月）

		H15 年～H16 年	H16 年～H17 年	H17 年～H18 年	H18 年～H19 年	H19 年～H20 年
人口増加率	全国 (%)	0.07	0.01	0.00	0.00	0.06
	滋賀 (%)	0.47	0.42	0.61	0.52	0.43
	全国順位	5	5	3	4	3
自然増加率	全国 (%)	0.08	0.01	0.00	0.00	0.03
	滋賀 (%)	0.3	0.22	0.20	0.21	0.20
	全国順位	3	4	4	4	3
社会増加率	全国 (%)	0.03	0.04	0.00	0.00	0.03
	滋賀 (%)	0.11	0.15	0.41	0.31	0.23
	全国順位	5	5	3	4	4

資料：「人口推計（各年 10 月 1 日現在）」（総務省）

表 6：総住宅数増加率の推移

	H10 年～H15 年	H15 年～H20 年
全国	7.3%	6.9%
滋賀県	9.9%	12.6%
全国順位	3	1

資料：「住宅・土地統計調査」（総務省）

表7：「住みよさランキング」(本県関係分上位5市)

順位	市名	総合評価 偏差値					住居水準 充実度
			安心度	利便度	快適度	富裕度	
10	守山市	57.20	202	211	6	153	355
21	栗東市	56.30	160	210	106	42	528
24	草津市	56.16	442	13	18	84	666
57	彦根市	54.71	624	84	14	215	444
106	甲賀市	53.68	547	154	185	278	101

資料：「都市データパック 2010年版」(株式会社東洋経済新報社)

「安心度」～「住居水準充実度」の数値は、787都市中の順位を表す。

### 教育研究環境

本県には13の大学が立地し、多様な分野での教育研究が進められています[図30]。そうした中、留学生も含めた多くの学生が学んでいます。人口10万人あたりの学生数は、平成21年(2009年)には2,729人で、全国4位となっています[表8]。

また、それらの大学に設置されている学部・学科の内訳をみると、理工系をはじめ、医学、経済・経営、人文・教育など多彩な内容となっており、バイオ、デザイン、スポーツ科学といった特色のある学部も存在します[表9]。これらの大学では、技術開発にとどまらず、ビジネスやまちづくりなど多彩な分野で、企業との共同研究をはじめとした取組での産学連携が推進されています。

図30：県内大学の立地状況



資料：滋賀県ホームページ

表 8：人口 10 万人あたり学生数の推移（大学・大学院 + 短期大学）

年	H17	H18	H19	H20	H21
全 国	2,414	2,396	2,360	2,356	2,358
滋賀県	2,579	2,694	2,673	2,716	2,729
全国順位	7	6	5	4	4

資料：学生数「学校基本調査」(文部科学省)

人口「人口推計(各年 10 月 1 日現在)」(総務省)

表 9：県内大学の学部・学科の設置状況

大学名	学部・学科名	設置年
滋賀大学(大津・石山キャンパス)	教育学部	S24年
滋賀大学(彦根キャンパス)	経済学部	S24年
滋賀医科大学	医学部	S49年
龍谷大学(瀬田学舎)	理工学部	H元年
	社会学部	H8年
	国際文化学部	H8年
成安造形大学	造形学部	H5年
立命館大学(BKCキャンパス)	理工学部	H6年
	経済学部	H10年
	経営学部	H10年
	情報理工学部	H16年
	薬学部	H20年
	生命科学部	H20年
	スポーツ健康科学部	H22年
滋賀県立大学	環境科学部	H7年
	工学部	H7年
	人間文化学部	H7年
	人間看護学部	H15年
聖泉大学	人間学部	H15年
長浜バイオ大学	バイオサイエンス学部	H15年
びわこ成蹊スポーツ大学	スポーツ学部	H15年
びわこ学院大学	教育福祉学部	H21年
放送大学滋賀学習センター		H8年
滋賀短期大学	生活学科	H3年
	ビジネスコミュニケーション学科	H12年
	幼児教育保育学科	H15年
滋賀文教短期大学	国文科	S50年
	初等教育科	S50年

資料：各大学のHP等をもとに滋賀県作成

## 交通の便

本県は、わが国のほぼ中央に位置し、なおかつ京阪神圏、中京圏、北陸圏から時間的、距離的にもアクセスが良好な環境にあります〔図 31〕。また、東海道新幹線（昭和 39 年（1964 年）開通）、名神高速道路（昭和 40 年（1965 年）開通）、北陸自動車道（昭和 55 年（1980 年）開通）といったわが国の東西南北を結ぶ重要な交通網を有しており、それらの優位性も活かしながら経済発展を遂げてきました。

さらには、平成 18 年（2006 年）には J R 琵琶湖環状線が開業し、また、平成 20 年（2008 年）には新名神高速道路が部分開通し、本県の交通利便性が一層向上しました〔図 32〕。

図 31：滋賀県からの 100km 圏



図 32：滋賀県の交通網

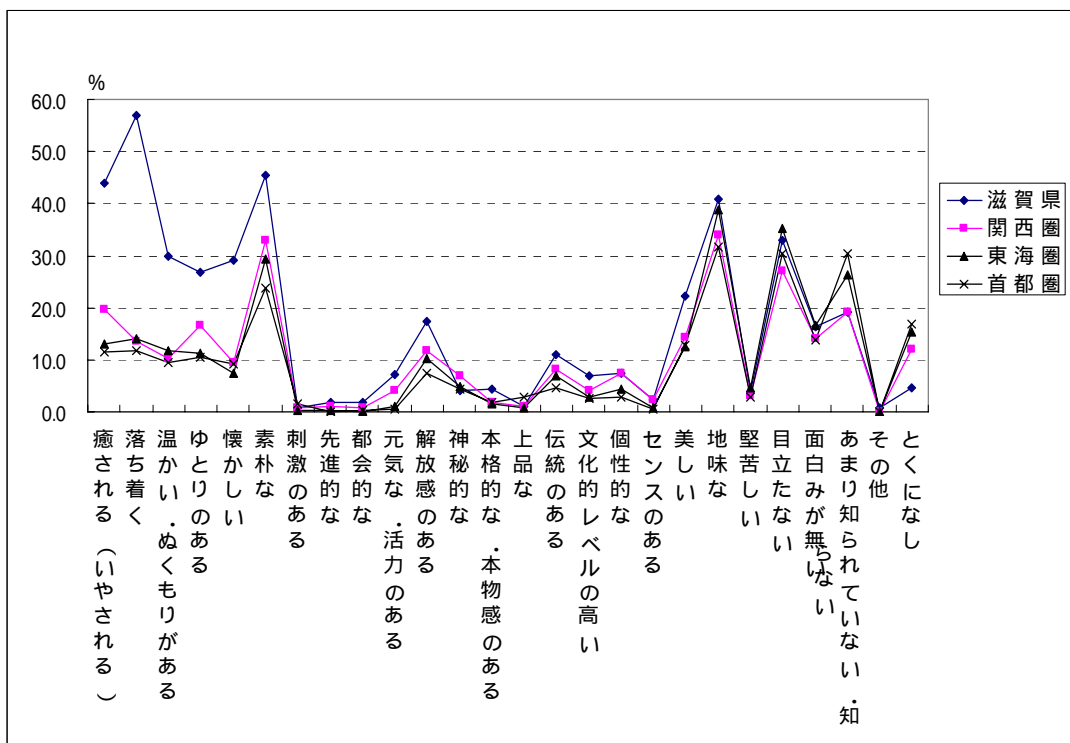


(8) イメージが希薄

平成 20 年度（2008 年度）に本県が実施した在住地別の滋賀県のイメージ調査においては、県内在住者、県外在住者を問わず、本県に対するイメージとして「落ち着いた」、「素朴な」の他に「地味な」、「目立たない」、「あまり知られていない」と回答した率が高くなっています [ 図 33 ]

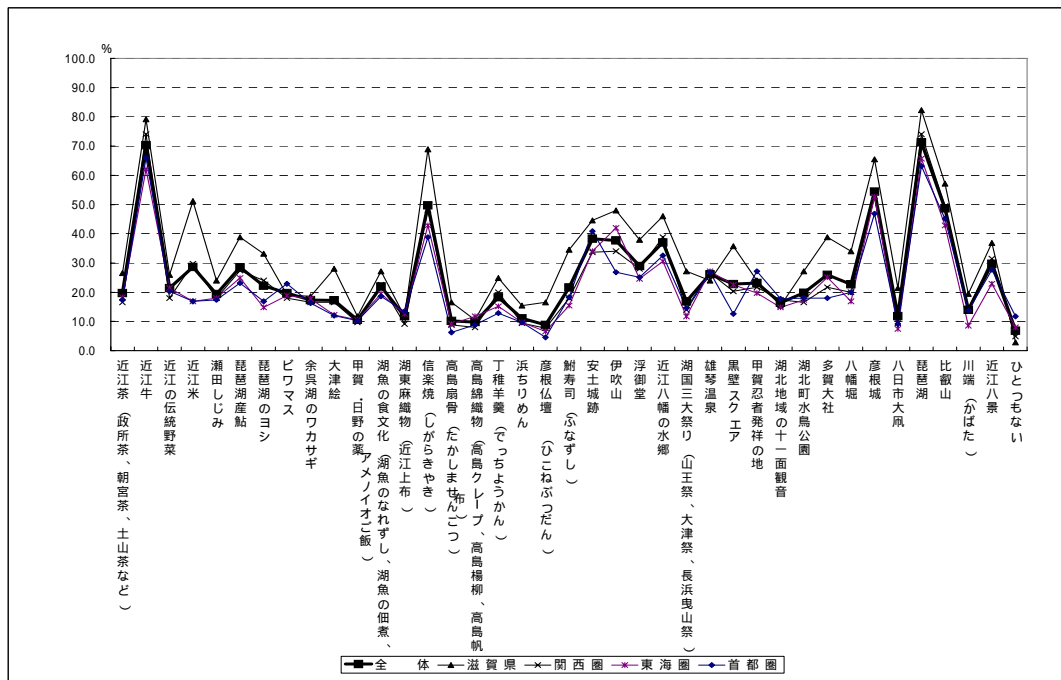
また、同調査によると、本県には多様な地域資源があるにもかかわらず、認知度が 50%以上となっているものは、「琵琶湖」、「近江牛」、「彦根城」、「信楽焼」の 4 つにとどまっています [ 図 34 ]

図 33：滋賀県のイメージ（在住地別）



資料：「滋賀・琵琶湖ブランド戦略構築事業」基礎調査（滋賀県）

図 34：滋賀県の地域資源認知度（在住地別）



資料：「滋賀・琵琶湖ブランド戦略構築事業」基礎調査（滋賀県）



## 2. 目指すべき方向性

### (1) 今後さらに伸ばすべき分野

#### 環境

地球温暖化や生物多様性の保全をはじめとした環境問題への世界的な取組が求められる中、今後、新興国の経済成長を背景とした世界的なエネルギー需要や資源需要の増大が見込まれることから、新エネルギー分野などにおける技術革新の必要性が高まっています。こうした中、琵琶湖と共に歩んできた本県の高い環境意識をはじめ、水環境の保全やバイオに関する技術の蓄積を活かし、地球温暖化やエネルギー構造の転換に対応できるビジネスや水環境ビジネスなどについて、国際的な競争力を有するよう育成を図る必要があります。

#### 医療・健康

総務省発表の平成 21 年推計人口によると、本県は、総人口に占める 65 歳以上の老年人口の比率が 20.2%と全国で 5 番目に低い県ですが、この比率は年々高くなってきており、今後、ますます上昇することが見込まれています。しかしながら、高齢化の進行は、介護分野を含む医療や健康といった分野での市場が広がる機会でもあることから、また、高齢者が生き生きと暮らすことができるよう、こうした分野でのビジネスを育成し、自律的な本県産業の振興を図っていく必要があります。

#### モノづくり基盤技術

本県は、輸送機械や電気機械など加工組立型業種を中心に、日本有数のモノづくり県として発展してきました。また、バイオテクノロジーなどの新たな技術分野も育成されています。今後、この築き上げてきた優位性を一層強化するため、科学技術の振興と活用推進を図り、オンリーワンの技術や高付加価値化に向けた研究開発ができるモノづくり企業を育成するとともに、取引拡大による経営基盤の充実や、高付加価値型企業を本県に誘致するなどの取組が必要です。

#### にぎわい創出・観光

それぞれの地域が、これまで培ってきた個性や魅力を引き出し、中心市街地や商店街の活性化によるにぎわいづくりに努めるとともに、自然や歴史・文化など、本県で育まれた豊かな地域資源を一層活かし、地域の人が本県を訪れる人を温かく迎えることにより、滞在型をはじめとした魅力ある観光を展開する必要があります。

## (2) 分野横断的に取り組むべき事項

### グローバル化

新興国市場の急激な拡大に伴い、ヒト、モノ、カネ、あるいは情報がますます地球規模で大きく動くようになりました。こうしたグローバル化の進展を機会ととらえ、本県企業がアジア諸国をはじめとした海外市場に進出し、あるいは、アジア諸国など世界から本県への観光客誘致を促進するための態勢づくりや企業誘致に努める必要があります。

### 人材育成

今後、本県産業の競争優位性を確保していくためにも、「人づくり」を推進することは大変重要です。このためにも、県内の小・中・高等学校や大学などとも一層連携して、望ましい勤労観・職業観を育むキャリア教育の推進や職業教育の充実を図るとともに、質の高いモノづくりやサービスの提供を担い、近江商人の「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」の理念と高度な専門的知識や技術を兼ね備えた人材の育成を図ることが必要です。

### 連携の推進

産学官金に加え、NPOをはじめとした“民”も含めた産学官金民連携や、地域間連携などが積極的に活用されることにより、従来の第一次産業、第二次産業、第三次産業といった産業分類にとらわれない企業間の連携が推進され、新たな産業システムが滋賀の地から発信されるとともに、県行政においても、農政水産部をはじめとする部局横断連携により、効果的な施策展開を目指す必要があります。

## 3. 戦略を推進するに当たっての基本的な取組

戦略を推進するためには、県内企業数の99.9%を占め、本県経済に大きな役割を果たす中小企業が今後とも競争力を高め、自立的な成長を遂げていくことが必要です。

しかしながら、中小企業はその有する経営資源が限られていることから、行政はもとより、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの経済団体や財団法人滋賀県産業支援プラザなどの中小企業支援機関が、企業ニーズに対応した以下のような支援に取り組んでいく必要があります。

### (1) 相談・情報提供

中小企業の現状や課題、ニーズなどの情報を積極的に収集し、支援策につなげていくことが重要です。また、中小企業に対し、課題解決などに役立つ情報をタイムリーに提供していくことが求められます。

[ 支援の例 ]

経営相談

下請取引・あっせん

各種情報提供

(2) 経営サポート

企業の立ち上げや中小企業による新たな分野への挑戦、あるいは経営の合理化や高度化に関する支援を幅広く行っていくことが求められます。

[ 支援の例 ]

新規創業

経営革新（第二創業）

人材確保

I T化支援

知的財産戦略

組織化支援

(3) 金融・財務サポート

中小企業の財務基盤をしっかりと支え、事業が安定的に継続されるとともに、設備投資が促進されるよう、中小企業の財務基盤をしっかりと支えていくことが求められます。

[ 支援の例 ]

金融円滑化支援

再生支援

事業承継

第2章「産業振興戦略プラン策定の視点」において、戦略の策定に当たって踏まえるべき「本県の特徴」を整理するとともに、「目指すべき方向性」として「今後さらに伸ばすべき分野」および「分野横断的に取り組むべき事項」を示しました。

これを受けて、本章では、「目指すべき方向性」のうち「今後さらに伸ばすべき分野」に沿って4つの「戦略領域」を、また「分野横断的に取り組むべき事項」に沿って3つの「分野横断戦略」を策定します。

## 1. 戦略領域

### (1) 環境領域

琵琶湖を有する本県で培われてきた環境への取組を活かし、技術革新を推進することにより、国際的な潮流も視野に入れながら、環境領域での滋賀らしい持続可能な産業振興を目指します。

#### 新エネルギー・省エネルギー分野

本県において成長期へと向かう環境産業クラスターの基盤を強固にするため、電池関連産業など、新エネルギー・省エネルギー分野への中小企業の参入や新規創業を促進します。

#### 水環境ビジネス分野

今後の世界的な成長が見込まれる水環境ビジネスへの進出を見据え、本県の水環境関連企業や大学等の集積を活かした取組を推進します。

#### < 主な取組 >

##### 戦略的環境ビジネスの育成

環境産業クラスターの基盤強化に向け、製品・技術の環境性能評価制度や市場化・販路拡大を支援するとともに、新エネルギー・省エネルギー分野でのビジネスマッチングなどの取組を進める。

##### 新エネルギー関連企業の集積による拠点づくり

本県におけるリチウムイオン電池、太陽電池などの新エネルギー関連企業の集積を活かし、その拠点づくりを推進する。

##### バイオテクノロジーを活用した新エネルギーの開発

地域のバイオマス資源を活用した新エネルギー（バイオエタノールやジメチルエーテル（DME）等）の開発を促進する。

##### 水環境ビジネスへの取組

下水道分野も含めた水環境ビジネスの推進に向け、企業や大学とも連携しながら取り組むとともに、社団法人関西経済連合会を中心とする水環境ビジネスの国際展開に向けた研究やプロジェクトなどとの積極的な連携を図る。

「びわ湖環境ビジネスメッセ」への取組

環境負荷を低減する製品・技術・サービス等を対象とした商談・取引と情報発信・交流の場となる環境産業の総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」への取組の充実を図る。

## (2) 医療・健康領域

少子高齢化の流れが進む中、高齢者などが元気に活躍し、人生や生活の質（Quality Of Life）の維持・向上に資するよう、医療ニーズや健康増進ニーズに応える技術の研究開発やサービスの発展・向上により、介護分野を含む医療・健康領域における産業振興を目指します。

### <主な取組>

医工連携ものづくりプロジェクトの推進

国の選定を受けた「しが医工連携ものづくり産学官連携拠点」を活動基盤に、「地域イノベーションクラスタープログラム」をはじめとする医工連携による研究開発プロジェクトを推進するとともに事業化を支援する。

医療・健康分野におけるサービスの拡大への支援

医療・健康分野におけるサービスの拡大に結びつくよう、ベンチャー企業の創業や第二創業を支援する。

## (3) モノづくり基盤技術領域

これまでモノづくり県として築いてきた県内製造業の競争力のさらなる強化を図るため、科学技術の活用等を一層推進するとともに、県内で育まれた技術や技能を継承・発展させながら、付加価値の高いモノづくり基盤技術の振興を目指します。

### モノづくり現場力の向上

中小企業が技術力に磨きをかけ、独自技術の開発などにより、自ら国内外の企業と連携するなどの企業活動が展開できるよう、中小企業の現場におけるモノづくり力の向上を図ります。

### モノづくり中小企業の販路拡大

県内中小企業と、国内外の大手企業や県内大手企業の工場などとのパートナーシップを強化・推進することにより、中小企業の販路拡大を支援します。

### 高付加価値型企業の立地

国内外から、環境などの成長産業を中心に、本社機能や研究開発機能を有する高付加価値型企業の立地を一層促進します。

#### < 主な取組 >

##### 技術開発・事業化の促進

環境、医療・健康など今後の成長が期待できる分野における研究開発からその成果の事業化に至る企業の取組を促進する。

##### 県内外での販路拡大の促進

県内中小企業が県内外の大手企業に合同で出向き、優れた技術を提案する展示・商談会を開催することにより、県内企業のビジネスチャンスの拡大および事業化を促進する。

##### 成長が見込まれる海外市場での販路拡大の促進

県内企業が中国などにおいて商談をはじめとしたビジネス展開を図ることができるよう、海外での販路拡大を促進する。

##### 企業誘致の推進

企業誘致に向けた情報提供の充実を図るとともに、首都圏などにおける企業誘致フォーラムの開催や各種展示会への出展等を通じたPR活動の推進に努める。さらに、新たな工業用地の造成やスマートインターチェンジなどの基盤整備を進める。

#### ..(4).. にぎわい創出・観光領域

地域がそれぞれの特色を活かした中心市街地や商店街の活性化に積極的に取り組むことにより、にぎわいを創出するとともに、自然、歴史・文化など地域資源の魅力を活かした観光を展開することにより、滋賀の魅力を国内外に発信することを目指します。

##### 中心市街地の活性化によるにぎわいづくりの推進

商店街をはじめ、地域住民やNPO、大学等も含めた多様な主体が参画し、地域の特色を活かしながら、中心市街地や商店街の活性化に取り組むことにより、まちのにぎわいを創出します。

##### 滋賀の魅力を満載した観光の展開

琵琶湖をはじめとした自然や歴史・文化はもとより、産業も含めた滋賀の地域資源を観光資源として活用しつつ、新たな魅力も発掘しながら、国内外からの観光客の誘致を図ります。

#### < 主な取組 >

##### 多様な主体の参画による商店街のにぎわいづくり

商店街組織、NPOなどの地域活動団体や大学等が連携し、商店街という場所や機能を活用して、地域の課題やニーズに対応し、商店街のにぎわい創出につながる取組を促進する。

##### コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり

中心市街地活性化法に基づき、都市機能の市街地集約やまちなか居住、中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化などを一体的に進めるため、地

域の商業者などによる町屋を改装した宿泊施設の整備など、新たなまちの魅力づくりの取組を促進する。  
文化財を活用した観光の推進  
滋賀の豊かな文化財の魅力を伝える観光スタイルを一層充実させる。  
ニューツーリズムの創出  
旅行者が、本県の大きな魅力である豊かな自然や生活文化を体験するなど、滋賀ならではの地域資源を活用した体験型・交流型観光を推進する。  
東アジアに向けた観光資源の発信  
琵琶湖をはじめとした自然や歴史・文化、さらには産業分野における観光資源などについて、東アジアからの観光客のニーズに応じた情報発信に取り組む。

## 2. 分野横断戦略

### (1) グローバル化対応戦略

新興国市場の拡大に伴い急速に進展する経済のグローバル化に呼応し、本県産業の一層の振興に向けた機会とするため、県内企業による国際取引や、海外からの観光客や企業の誘致を促進するなどの展開を図ります。

#### 海外市場の開拓

県内中小企業と海外企業とのビジネスマッチングを支援することにより、中国などアジア諸国をはじめとした海外での市場開拓、販路拡大を促進します。

#### 海外からの誘致

今後、特に市場の大きな成長が見込める中国など、アジア諸国をはじめとした海外からの誘客に向けた取組を進めます。また、海外からの企業誘致の推進にも努めます。

#### 滋賀の認知度向上

県内企業による国際展開や、海外からの誘客や企業誘致のため、滋賀の豊富な地域資源を活かした認知度向上に向けた取組を展開します。

#### < 主な取組 >

県内企業による海外市場進出の促進

中国など海外で県内企業と現地企業による商談会を開催する産業界の取組を支援するとともに、相談・情報収集態勢の確立や産学官金のネットワーク化を進め、企業の海外市場進出を促進する。

東アジアからの観光客誘致の強化

東アジアからの観光客誘致を強化するため、特に中国向けに招請事業を実施するなど、さらなる認知度向上と誘客の拡大を図る。

企業誘致に向けたPRの推進

企業誘致ガイドブックの外国語版の作成や、関西の自治体が連携して行う企業誘致事業に参画することなどにより、海外からの企業誘致のためのPRを推進する。

## (2) 人財育成戦略...

本県産業の将来を担い、高度なモノづくり技術やサービスを創造する人材を「人財」と位置付け、それを育成するため、学校や職業訓練機関などの関係機関と連携を図りながら、望ましい勤労観・職業観を育むキャリア教育や職業教育を充実させるとともに、多様でより効果的な教育を推進します。

### 中小企業の人材育成に対する支援

中小企業の人材育成の支援に向けて、企業ニーズに応じた能力開発・技術向上研修などのプログラムの充実を図るとともに、起業家マインドを有する人材の育成や大学でのリフレッシュ教育を推進します。

### 多様な就労ニーズに応じた人材養成

働く意欲のある女性や若者、日本での就労資格を持つ外国人などの就労促進のため、それぞれのニーズに応じたスキルアップを図ることにより、厚みのある人材を養成します。

### 学校との連携の推進

県内の学生が県内企業に魅力を感じ、県内企業に就職し、働き続けたいと感じるよう、県内の小・中・高等学校や大学などと一層連携し、望ましい勤労観・職業観を身につけさせる機会や職場見学、職場体験、インターンシップなどの機会の充実を図ります。

### 高齢者の優れたノウハウの継承

県内産業の持続的でかつ一層の発展を図るため、高齢者が持つ優れた技術、経験、ノウハウが県内の次の世代に継承されていくことを目指します。

#### < 主な取組 >

県内中小企業のニーズに対応した人材育成

若年求職者を県内中小企業が求める中核人材として育成するため、企業に雇用しながらの職業訓練を実施する。また、職業訓練と企業実習を組み合わせた人材育成システムの導入や地場産業における技術・技能の継承を進め、若年労働者などの育成を図る。

起業家マインドの醸成に向けた取組

中小企業支援機関や大学などと連携し、起業意欲を有する大学生などの人材養成に取り組む。

女性の就労に向けた再チャレンジ就職支援

育児等で退職し、再就職を希望する女性を対象に、再就職へチャレンジするための職業訓練をはじめとした就労支援を推進する。

離転職者等の職業能力開発



離職者の安定雇用につなげるために、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。

体験学習の推進

地域産業と県内の高等学校や高等技術専門校との連携により、インターンシップなどの実践的な体験学習を推進する。

技能者の顕彰および技能の継承

優秀な技能者を顕彰するとともに、関連団体と連携し、優秀技能者の技能を次世代へ継承する取組を進める。

### (3) 連携強化戦略

企業が競争力を強化していくために、NPOなどの“民”も含めた産学官金民連携や地域間連携を推進するとともに、従来の第一次産業、第二次産業、第三次産業といった産業分類にとらわれず、業種の異なる事業者の有機的な連携を促進します。また、県行政においても、農政水産部をはじめとする部局横断連携により、効果的な施策の展開を目指します。

#### **産学官金民連携の推進**

企業と大学・研究機関、行政、金融機関等との連携に加え、NPOなど“民”との連携も強化した産学官金民連携の推進を図ります。

#### **地域間連携の推進**

国際展開や観光など、一層効果が高まると考えられる分野を中心に、地域間連携を推進します。

#### **産業分類にとらわれない企業間連携の推進**

農商工連携をはじめ、従来の第一次産業、第二次産業、第三次産業といった産業分類にとらわれない企業間の連携を促進し、それぞれの企業が持つ優位性が発揮され、相乗効果が生じることにより新たな付加価値の創造を図ります。

#### **<主な取組>**

産学官連携の推進

企業ニーズと大学シーズの発掘やマッチングにより産学官の交流連携を推進するとともに、新技術・新事業の創出に向けた産学官研究会の形成を促進する。

中小企業支援機関の連携による経営課題への支援

商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、財団法人滋賀県産業支援プラザをはじめとした中小企業支援機関の連携により、中小企業の経営課題に対し、専門家派遣などを通じた一層の支援を行う。

起業から自立までの企業支援を行う機関の連携

SOHOビジネスオフィスなどのインキュベーション施設における起業支援から、民間、大学、行政などとのネットワークを活かし、育成・自立までの体系的な企業支援の推進を図る。

#### 農商工連携の推進

県内各地で農商工連携の魅力を発信・普及するとともに、農、商、工の関係者が交流できるような場づくりや機運づくりを進める。また、農林水産物など地域において育まれてきた資源を活用する「しが新事業応援ファンド」やバイオ技術の活用などにより、付加価値の高い新商品等の開発を目指した農商工連携の一層の推進を図る。

## 第4章

# 戦略の目標および評価

## 1. 戦略の目標

第3章に掲げた「戦略」について、計画期間(平成23年度から平成26年度までの4年間)内に達成することを目指して、それぞれ次の目標を設定します。

### (1) 戦略領域

#### 環境領域

成果指標	目 標 〔実績等〕
）新エネルギー・省エネルギー分野でのビジネスマッチング会参加企業数	延160社(累計) 〔平成22年度新規〕
）水環境ビジネスへの取組	水環境ビジネスの推進に向けた環境の整備

#### 医療・健康領域

成果指標	目 標 〔実績等〕
）医工連携による研究プロジェクトの構築	研究プロジェクトの創出・事業化
）医療・健康分野での創業数 (第二創業を含む)	8件(累計) 〔平成21年度実績 2件〕

#### モノづくり基盤技術領域

成果指標	目 標 〔実績等〕
）チャレンジ計画認定件数	32件(累計) 〔平成21年度実績 7件〕
）展示・商談会参加企業数	延240社(累計) 〔平成22年度新規〕
）工場等立地件数	80件(累計) 〔平成21年実績 25件〕

### にぎわい創出・観光領域

成果指標	目 標 〔実績等〕
）多様な主体が参画する商店街活性化への取組件数	40件（累計） 〔平成21年度実績 17件〕
）宿泊者数	330万人（平成26年） 〔平成21年実績 2,864,500人〕

### (2) 分野横断戦略

#### グローバル化対応戦略

成果指標	目 標 〔実績等〕
）海外企業とのビジネスマッチング	海外におけるビジネスマッチングの場の構築
）外国人宿泊者数	20万人（平成26年） 〔平成21年実績 66,105人〕

#### 人財育成戦略

成果指標	目 標 〔実績等〕
）職業訓練受講者の就職率	70%（平成26年度） 〔平成21年度実績 64.7%〕
）職場体験参加者数	2,520人（工業高校累計） 〔平成20年度実績 618人〕
）おうみの名工・おうみ若者マイスター認定者数	80人（累計） 〔平成21年度実績 22人〕

#### 連携強化戦略

成果指標	目 標 〔実績等〕
）産学官連携等共同研究件数	40件（累計） 〔平成21年度実績 14件〕
）農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定数	16件（累計） 〔平成21年度実績 5件〕

「累計」とは、平成23年(度)から平成26年(度)までの実績の合計を示す。

## **2. 評価方法**

P D C A ( Plan-Do-Check-Action ) サイクルに基づき、戦略ごとに設定した目標の進捗・達成状況について、毎年度、定量面または定性面から、自己評価もしくは第三者評価により検証を実施します。

検証の結果については、県民に公表するとともに、施策立案や事業遂行の検討の材料とします。

### **(1) 定量評価**

数値目標を設定した成果指標については、その進捗・達成状況について定量的に評価を行います。

### **(2) 定性評価**

数値目標を設定していない成果指標については、その進捗・達成状況について定性的に評価を行います。

# 資料編

## (仮称)滋賀県産業振興新戦略策定委員会委員名簿

平成22年(2010年)11月現在

氏名	現職等	備考
阿部 孝次	社団法人関西経済連合会 産業部長	(前任) 安竹素之
伊藤 修二	日本電気硝子株式会社 取締役	
井上 泰彦	株式会社滋賀銀行 常務取締役	
大塚 良彦	大塚産業クリエイツ株式会社 代表取締役社長	
尾賀 康裕	株式会社尾賀亀 代表取締役	副委員長
小川 泰江	特定非営利活動法人びいめ〜る企画室 理事長	
川端 基夫	関西学院大学商学部 教授	委員長
肥塚 浩	立命館大学経営学部 教授	
中本 悦子	エマ産業株式会社 取締役	
西沢 恵利	有限会社とも栄菓舗 専務取締役	
西本 榎枝	旅行作家	
花田 真理子	大阪産業大学人間環境学部 教授	
平山 奈央子	公募委員	
安田 昌司	滋賀県立大学地域産学連携センター 教授	
吉武 昭隆	日本観光開発株式会社 代表取締役	

(敬称略)

## 「滋賀県産業振興戦略プラン」の策定にかかる検討経緯

月 日	内 容
平成22年 3月 1日(月)	(仮称)滋賀県産業振興新戦略策定委員会の設置
平成22年 3月30日(火) ~ 平成22年 4月 9日(金)	産業振興に関するアンケート調査 (調査対象：1,000社、回収：346社)
平成22年 4月20日(火)	第1回策定委員会 ・委員長、副委員長の選任について ・新戦略の策定について ・課題、視点について
平成22年 6月22日(火)	第2回策定委員会 ・今後のスケジュールについて ・論点整理について
平成22年 7月 5日(月) ~ 平成22年 7月23日(金)	企業ヒアリング(17社)
平成22年 7月20日(火)	第3回策定委員会 ・企業(3社)からの意見聴取 ・論点整理について
平成22年 8月 4日(水)	第4回策定委員会 ・骨子案について
平成22年 8月18日(水) ~ 平成22年 9月17日(金)	経済団体との意見交換会 滋賀県商工会議所連合会(大津、長浜) 滋賀県商工会連合会 滋賀県中小企業団体中央会 社団法人滋賀経済産業協会
平成22年 9月10日(金)	第5回策定委員会 ・原案について
平成22年10月 5日(火) ~ 平成22年11月 4日(木)	県民政策コメント(意見・情報の募集)
平成22年11月 9日(火)	第6回策定委員会 ・「滋賀県産業振興戦略プラン(案)」について
平成22年11月12日(金)	建議





## 用語の解説

用語	解説	該当ページ
ア行		
IMD(国際経営開発研究所)	「International Institute for Management Development」の略で、スイスに所在するビジネススクール(経営大学院)のこと。	11,12
IT	Information Technology の略で、情報通信技術のこと。コンピュータやインターネットの進化と広がりにより、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまで、その応用範囲を広げている技術・手法を総称して言う。	1,10,15,31
医工連携	医科系大学と理工系大学、病院の医療関係者とのづくり企業など、異分野の技術者同士が情報交換や共同研究等を行うことにより、医療現場のニーズに適合した高度医療機器や新規診断薬等の開発が円滑に展開される環境整備を行い、新しい産業の芽を育てる試みの一つ。	1,33,39
いざなぎ景気	昭和40年(1965年)10月から昭和45年(1970年)7月にかけて見られたわが国における景気拡大期間のこと。製造業の国際競争力が高まる中で、海外経済の景気回復を受けて輸出が高い伸びを続け、それまでの景気拡張期のように景気回復が進むと輸入が急増し、国際収支は悪化するという現象は起きず、むしろ好況期にも国際収支の黒字が累積する状況が出現した。	2
インキュベーション	「抱卵・培養・保育」を意味し、起業や創業のための活動を支援することを指し、起業家育成や新規事業支援、創業支援とも言われる。	1,37
インターンシップ	生徒が企業等において行う就業体験のことを言う。仕事や企業に対する理解を深めることで職業意識を高めるとともに、学ぶことや働くことの意義を理解し、主体的に進路決定をする態度や意志・意欲を培うなど、望ましい勤労観や職業観を育むことを狙いとしている。	36,37
NPO	Non Profit Organization の略で、民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益活動を行う組織・団体。	30,34,37

用語	解説	該当ページ
温室効果ガス	地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書(「京都議定書」の項を参照)では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。	12,13,17,18
カ行		
環境専門の生活協同組合	「滋賀県環境生活協同組合」のこと。平成21年(2009年)7月31日、当組合が事業を終えた時点で、「特定非営利活動法人碧いびわ湖」が当組合の全財産を買い取り、事業を継承した。	17
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育のこと。	15,30,36
共生	世代や文化の違いを超えて多様な価値観を認め合い、自然と調和しながら支え合って共に生きていくこと。	1
協働	NPO(「NPO」の項を参照)・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組。	1
京都議定書	平成12年(2000年)以降の先進国の地球温暖化対策として、具体的な削減対象ガス(二酸化炭素、一酸化炭素、メタン、代替フロン等)とその削減目標(平成2年(1990年)水準から先進国全体で5.2%、日本は6%、米国は7%、欧州は8%削減など)、達成期間(平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の間)を定めている。また、国際的に協調して目標を達成するためのしくみとして、排出量取引、共同実施及びクリーン開発メカニズム(CDM)の三つのメカニズムについて規定しており、これらを京都メカニズムという。	12

用語	解説	該当ページ
クラスター	ぶどうの房(房状)を意味し、ぶどうの房状に様々なもの(機能)が結びついていることを言う。特に、産業クラスターという場合には、特定の産業分野において、資材供給・生産・流通・販売等の関連企業や金融・教育・研究などの支援機関が地理的に集中し、それらが競合しながら有機的に結びついている状態を指す。	1, 15, 32, 33
グリーン購入	商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷が出来るだけ小さいものを選んで購入すること。グリーン購入を進めることは、ライフスタイルが環境にやさしいものになるだけでなく、商品等を供給する企業に環境への負荷が小さい商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことにつながる。	17
グローバル化	政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。経済における「グローバル化」とは、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって、世界における経済的な結びつきが深まることを意味する。	5, 30, 35, 40
国際競争力ランキング	IMD(国際経営開発研究所)(「IMD(国際経営開発研究所)の項を参照」)が、平成元年(1989年)以来毎年発表する世界58か国(平成22年(2010年)~)の競争力に関するランキングのこと。大項目として「経済状況」「政府の効率性」「ビジネスの効率性」「インフラ」の4項目がある。	11, 12
COP15	平成21年(2009年)12月7日から12月18日まで、デンマーク・コペンハーゲンで開催された第15回気候変動枠組条約締約国会議のこと。	12
コペンハーゲン合意	COP15(「COP15」の項を参照)において、今後の地球温暖化対策に関し留意することが決定された政治合意のこと。世界全体の気温の上昇が2以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化することなどを主な内容とする。	12

用語	解説	該当ページ
コミュニティ	居住地域を同じくして、利害をともにする共同社会のこと。また、町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体や地域社会、近隣社会を指す。	34
サ行		
サブプライム住宅ローン問題	アメリカにおいて、平成 18 年(2006 年)以降の住宅価格下落に伴い、信用力の比較的低い者に対して供与するサブプライム住宅ローンの延滞率、差押率が急上昇し、平成 19 年(2007 年)7 月に格付機関がサブプライム住宅ローン関連の証券化商品の格下げを行った結果、世界的な株価下落が生じ、世界経済の本格的な減速をもたらした問題のこと。	10
シーズ	種、実を意味するが、ここでは「ビジネスの種」を意味する。主に大学の研究成果等を指す。一般的に、基本的な技術や人材、設備などのことを意味し、多くの場合、この言葉はニーズと対比して用いられる。	37
J R 琵琶湖環状線	平成 18 年(2006 年)12 月に、J R 西日本が、北陸本線長浜駅～近江塩津駅間および湖西線永原駅～近江塩津駅間の交流電化区間を直流方式に切り替え、京阪神方面から琵琶湖線および湖西線を経由して、琵琶湖の周囲を環状運行する鉄道網を形成したこと。	26
滋賀エコ・エコノミープロジェクト	環境への負担をできるだけ少なくしながら経済活動を活発にしようとする県と県経済団体が連携して取り組むプロジェクト。平成 19 年(2007 年)8 月にスタートした。低炭素化事業や企業の二酸化炭素を削減する取組を支援する「炭素中立県・低炭素経済を目指して」と環境産業の集積を目指す「Green Lake・エコイノベーション先端県」の2つのプロジェクトを柱としている。	17
滋賀グリーン購入ネットワーク	滋賀県内のグリーン購入(「グリーン購入」の項を参照)の取り組みを促進するために平成 11 年(1999 年)12 月に設立された組織。企業、行政機関、消費者団体などの会員で構成されており、会員がそれぞれ自主的にグリーン購入を実践するだけでなく、キャンペーンの実施やセミナー等の開催など、会員の内外にグリーン購入を広げていくための活動を行っている。	17

用語	解説	該当ページ
しが炭素基金	滋賀エコ・エコノミープロジェクト(「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」の項を参照)の一環として、県内の事業者および行政、大学、県民が削減目標を持ち、CO <sub>2</sub> 排出量の削減取組を促進していくとともに、削減目標に対する不足分を基金にオフセット(相殺)として拠出し、その基金を活用して、新規事業の創出を図ることによって、滋賀県を先進的に、低炭素かつ経済発展する社会に移行させることを目的としたもの。	17
自然増加率	[自然増減(前年10月～当年9月)] ÷ [前年10月1日現在人口] × 100 で算出 ただし [自然増減] = [出生児数] - [死亡者数]	24
ジメチルエーテル(DME)	エーテルの一種で、硫酸化合物やすすを全く発生せず、窒素酸化物の発生量も大幅に削減できる等環境負荷が小さく、ディーゼル自動車用燃料、発電用燃料、LPガス代替燃料等の幅広い用途に使用可能なクリーンな新エネルギー(「新エネルギー」の項を参照)のこと。	32
社会増加率	[社会増減(前年10月～当年9月)] ÷ [前年10月1日現在人口] × 100 で算出 ただし [社会増減] = [都道府県間転入超過者数] + [都道府県別入国超過数] [都道府県間転入超過者数] = [都道府県間転入者数] - [都道府県間転出者数] [都道府県別入国超過者数] = [都道府県別入国者数] - [都道府県別出国者数]	24
職業教育	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育のこと。	15, 30, 36
自律性(自律)	社会や次世代への影響を念頭に置きながら、自ら高い規範を持ち、主体的に行動すること。	1, 29
新エネルギー	技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、太陽光発電や燃料電池などの石油代替エネルギーを指す。	1, 16, 29, 32, 39
新名神高速道路	新名神高速道路(近畿自動車道名古屋神戸線)のこと。平成20年(2008年)2月に、亀山JCT(三重県亀山市辺法寺町)から草津田上IC(滋賀県大津市松ヶ丘)までの区間が開通した。	26

用語	解説	該当ページ
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。	34
住みよさランキング	株式会社東洋経済新報社が、公的統計をもとに、それぞれの市が持つ“都市力”を、「安心度」「利便度」「快適度」「富裕度」「住居水準充実度」の5つの観点に分類し、採用14指標について、それぞれ平均値を50とする偏差値を算出、その単純平均を総合評価としてランキングしたもの。	24,25
生物多様性	特定の範囲に生息生育する生物の多様さの程度で、様々な生物がいる「種の多様性」、様々な生息環境がある「生態系の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。	29
タ行		
第一次産業	農業、牧畜業、水産業、林業、狩猟業など、農林・水産業を中心とした採取産業。	2,3,4,15,30,37
第三次産業	卸売・小売業や運輸業、金融業、公務、その他のサービス業。第一次産業(「第一次産業」の項を参照)や第二次産業(「第二次産業」の項を参照)に分類されない産業が分類される。	2,3,4,15,30,37
第二次産業	鉱業、製造工業、建築・土木、ガス・電気・水道業を含む産業部門で、製造工業を中心とした加工業。	2,3,4,15,20,30,37
第二創業	既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。	31,33,39
太陽電池	半導体の光起電力効果を利用して太陽エネルギーを電気エネルギーに変換する装置。ケイ素や化合物半導体の結晶、あるいはアモルファス半導体で作られる。	32
地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。	12,17,29

用語	解説	該当ページ
中心市街地活性化法	「中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年 6 月 3 日法律第 92 号）」の通称で、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、地域の振興および秩序ある整備を目的とする。	34
直接投資	ある国の投資家が、他の国にある企業に対して永続的な経済関係を樹立することを目的に投資するもので、直接投資関係（出資割合 10%以上）を設立する当初の取引（株式等の取得）及び、その後の直接投資家と直接投資先の企業間で行われる全ての取引（増資、資金の貸借）が計上される。ある国にとって、他の国の投資家が当該国の企業に対して行う直接投資を「対内直接投資」、当該国の投資家が他の国の企業に対して行う直接投資を「対外直接投資」と言う。	5,6,7
低炭素社会	「自然共生社会」、「循環型社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。	12,17
トップセールス	地方自治体の代表などが、地方の産物・産業などを他の国や地方へ売り込むこと。	1
ナ行		
ニューツーリズム	ツーリズムとは、観光事業、旅行業、また観光旅行を意味する。ニューツーリズムとは、地域資源を活用した新たな形態の旅行商品のことで、長期滞在型観光、エコツーリズム、ヘルスツーリズムなど、「体験型・交流型」旅行などが挙げられる。	35
農商工等連携促進法	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年 5 月 23 日法律第 38 号）」の通称で、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を目的とする。	40

用語	解説	該当ページ
農商工連携	農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと。すなわち、これまで農林漁業者だけ、商工業等を営む中小企業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを両者が協力し合うことで創り出し、市場で販売していくことで、売上げや利益の増加を目指そうとする取り組みのこと。	16, 37, 38
ノウハウ	専門的な技術や知識などの情報のこと。	36
八行		
バイオ(バイオテクノロジー)	生物を工学的見地から研究し、応用する技術のこと。近年は特に遺伝子組み換え・細胞融合などの技術を利用して品種改良を行い、医薬品・食糧などの生産や環境の浄化などに応用する技術をさす。	1, 15, 25, 29, 32, 38
バイオエタノール	植物をアルコール発酵させて作るバイオ燃料のこと。	32
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。	32
プロモーション	販売促進のための宣伝活動のこと。	1
ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸にして、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業のこと。	33
マ行		
マッチング	ニーズやシーズ(「シーズ」の項を参照)を持った2つ以上のものを結びつけることを言う。	32, 35, 37, 39, 40
水環境ビジネス	上下水道などの分野において設計、建設、維持管理・運営などの水処理事業を行う「水ビジネス」に関し、水だけでなく、水を取り巻く環境も含めた「水環境」の保全に対する地域社会の理解を得ながら取り組もうとする滋賀県らしさを込めた表現。	29, 32, 33, 39



用語	解説	該当ページ
モノづくり基盤技術	<p>「ものづくり基盤技術振興法(平成11年3月19日法律第2号)では、「ものづくり基盤技術」として「工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるもの」と定義されている。鋳造技術、プレス加工技術のような「工業製品の設計、製造又は修理そのものの技術」と、コンピュータ制御技術、ソフトウェア設計開発技術のような「工業製品の設計、製造又は修理を行う際にこれらを効率的あるいは高精度で行うためなどに用いられる技術」から構成される。</p>	29,33,39
リ行		
リーマンショック	<p>平成20年(2008年)9月のアメリカ大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破たんを契機として、世界的な金融危機に発展したこと。</p>	5,6
リチウムイオン電池	<p>正極活性物質にリチウム複合酸化物を、負極活性物質に炭素を、電解液としてリチウム塩を加えた有機溶媒を用いた電池であり、主にリチウムイオン2次電池(充電式電池)を指す。</p>	32
リフレッシュ教育	<p>大学院などの高等教育機関において、職業人が最新かつ高度の知識・技術を修得すること目的として継続的に行う再教育のこと。社会人特別選抜、昼夜開講制、夜間大学院などの制度がある。</p>	36
ワ行		
ワーク・ライフ・バランス	<p>老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。</p>	15

## 成果指標の解説

成果指標名	成果指標の解説
(1) 戦略領域	
環境領域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 新エネルギー・省エネルギー分野でのビジネスマッチング会参加企業数</li> </ul>	<p>県が支援する新エネルギー・省エネルギー分野を対象としたビジネスマッチング会へ参加した川上企業および川下企業の数</p> <p>【川上企業】 加工サービスや部品の供給等を行い、「モノづくり基盤技術」を持つ企業の総称。</p> <p>【川下企業】 最終製品を製造・販売する企業の総称で、これらの企業は市場に最も近い位置にいる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 水環境ビジネスへの取組</li> </ul>	<p>本県の水環境関連企業や大学等の集積を活かした取組について推進していくことを表す指標</p>
医療・健康領域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 医工連携による研究プロジェクトの構築</li> </ul>	<p>医工連携に係る研究プロジェクトの構築と事業化に向けた取組について推進していくことを表す指標</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 医療・健康分野での創業数(第二創業を含む)</li> </ul>	<p>県が支援するインキュベーション施設における医療・健康分野での創業数(第二創業を含む)</p>
モノづくり基盤技術領域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>) チャレンジ計画認定件数</li> </ul>	<p>新製品や新技術に関する研究開発およびその成果の事業化を行おうとする中小企業者等が作成した事業計画(「チャレンジ計画」)を、知事が「滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業」により認定した件数</p> <p>【チャレンジ計画】 新たな事業分野の開拓を目的として、中小企業者等が自ら行う「著しい新規性を有する技術」に関する研究開発およびその事業化への取組ならびに事業化後のビジネスプランについて記載された事業計画。 「チャレンジ計画」について知事の認定を受けることにより、事業期間中に補助金をはじめとする各種の支援制度を利用することが可能となる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 展示商談会参加企業数</li> </ul>	<p>県内中小企業等が持つ優れた技術等を県内外の大手企業に対して直接的かつ具体的に提案するための商談会への参加企業数</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 工場等立地件数</li> </ul>	<p>企業が工場または研究所を建設する目的をもって1,000㎡以上の用地を取得(借地を含む)した件数</p>
にぎわい創出・観光領域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 多様な主体が参画する商店街活性化への取組件数</li> </ul>	<p>商店街振興組合等が、地域の多様な主体の参画のもとで実施する、地域特性を活かした商店街の魅力向上や地域のふれあい創出につながる事業、地産地消や自転車利用拡大等「三方よし」につながる事業、空き店舗対策等の取組件数</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>) 宿泊者数</li> </ul>	<p>県内における宿泊客の1年間の延人数</p>

成果指標名	成果指標の解説
(2) 分野横断戦略	
グローバル化対応戦略	
) 海外企業とのビジネスマッチング	中国湖南省での商談会の開催等に向けた取組について推進していくことを表す指標
) 外国人宿泊者数	県内における外国人宿泊客の1年間の延人数
人材育成戦略	
) 職業訓練受講者の就職率	県立高等技術専門校および同校の委託を受けた民間教育訓練機関等における職業訓練の受講者の就職率
) 職業体験参加者数	県内の工業高校において「職業体験」に参加した生徒の数
) おうみの名工・おうみ若者マイスター認定者数	<p>「おうみの名工」および「おうみの若者マイスター」の認定数</p> <p>【おうみの名工】 県内の産業に従事する現役の技能者で、技能の程度が特に優れたものを、関係団体または市町から推薦された者の中から決定し、表彰している。認定者は、技能者の模範として、技能の伝承、後継者の育成に取り組むこととしている。</p> <p>【おうみ若者マイスター】 県内に居住または勤務している35歳未満の者で、技能検定1級または単一等級に合格していること、全国レベル以上の各種競技大会等における入賞経験または同等レベルであること等の要件を満たしている者を認定。</p>
連携強化戦略	
) 産学官連携等共同研究件数	企業、大学、県等が連携して行う共同研究(新規)の件数
) 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定数	中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品・新役務の開発、需要の開拓等に取り組む事業計画について、国(近畿経済産業局長)が法律に基づき認定した件数